

柳泉園組合一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

令和4年3月

柳 泉 園 組 合

目 次

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画	1
第 1 節 基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象範囲	1
4 計画の目標年次	2
5 計画の進行管理	2
第 2 節 組合の概要	3
第 3 節 関係市の概況	4
1 人口及び世帯数	4
2 産業別事業所数	5
3 土地利用	7
第 4 節 ごみ・資源物の処理状況	8
1 ごみ処理体制	8
2 収集・運搬の実績	8
3 搬入の実績	9
4 減量化・資源化の実績	12
5 中間処理の実績	13
6 最終処分の実績	15
第 5 節 ごみ処理に関する課題	16
1 柳泉園クリーンポートに関する課題	16
2 不燃・粗大ごみ処理施設に関する課題	16
3 リサイクルセンターに関する課題	17
4 施設の運営に関する課題	17
第 6 節 将来ごみ量の推計	18
1 目標値	18
2 ごみ搬入量の推計	18

第7節 ごみ処理基本計画	21
1 ごみ処理の基本方針	21
2 減量化・資源化計画	22
3 収集・運搬計画	23
4 ごみの適正処理計画	24
5 施設整備計画	25
6 施設運営計画	26
第2章 生活排水処理基本計画	27
第1節 生活排水処理の体系	27
1 生活排水の現状	27
2 生活排水処理に関する課題	29
第2節 生活排水処理量の推計	29
第3節 生活排水の適正処理計画	32
1 基本方針	32
2 目標年次	32
3 計画目標	32
4 収集・運搬計画	32
5 中間処理計画	32
6 施設整備計画	32
第3章 災害廃棄物処理計画	33
第1節 基本的事項	33
1 背景、目的	33
2 対象災害	34
3 災害廃棄物処理の目標期間	34
4 災害廃棄物処理の基本方針	34
第2節 災害廃棄物対策体制	35
1 処理主体の役割	35
2 組織体制・指揮命令系統	35
3 情報収集・連絡体制	36
4 協力・支援（受援）体制	36

第3節 計画条件	36
1 対象とする災害と被害想定	36
2 災害廃棄物の種類	37
3 災害廃棄物量の推計	38
4 災害廃棄物の処理可能量	39
第4節 仮置場の開設	40
1 仮置場の役割	40
2 仮置場の選定方法	40
第5節 災害廃棄物の処理	40
1 災害の規模別処理フロー	40
2 災害廃棄物の種類別処理フロー	42
3 処理スケジュール	43
4 災害廃棄物の種類別処理方法	44
第6節 し尿処理計画	45
1 し尿発生量の推計	45
2 し尿の処理・処分方法	45
第7節 実効性の確保	46
1 計画の見直し	46
2 教育・訓練	46
3 住民への啓発・広報	46

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画

第 1 節 基本的事項

1 計画策定の背景

柳泉園組合（以下、「本組合」という。）では平成 18 年度に、平成 19 年度を初年度とし令和 3 年度を目標年度とする「柳泉園組合一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成 23 年度には第 2 期、平成 28 年度には第 3 期計画として見直し（以下、「前回計画」という。）を行い、循環型社会の実現に向けた廃棄物の適正な処理を実施してきました。

平成 28 年度の改定から 5 年が経過し、この間に国では、平成 30 年度に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では環境的側面として、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた、「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組み等を引き続き中核としています。また、環境的側面とともに向上させていくべき経済的・社会的側面として、持続可能な開発目標（SDGs）に係る取り組みや、近年頻発する大規模災害に伴う災害廃棄物処理に係る取り組みの推進を掲げています。

東京都では令和 3 年度に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、「持続可能な資源利用の実現」「廃棄物処理システムのレベルアップ」「社会的課題への果敢なチャレンジ」を柱に、「資源ロスの更なる削減」や「廃棄物の循環利用の更なる促進」、「廃棄物処理システムの強化」等を主要な施策として掲げています。

今回策定する「柳泉園組合一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）は、令和 4 年度～令和 18 年度の計画であり、このような状況を踏まえて、より一層のごみの減量・資源化の促進と適正処理を推進し、将来世代に継承できる持続的発展が可能な社会を形成するための指針として策定するものです。

さらに、本組合を構成する清瀬市、東久留米市及び西東京市（以下、「関係市」という。）においても、本組合と同時期に策定した一般廃棄物処理基本計画が目標年度を迎えることから、令和 3 年度に新規計画を策定しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項及び同法の施行規則第 1 条の 3 の規定に基づき策定するものであり、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示すものです。

3 計画の対象範囲

本計画は、関係市内で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水（し尿））を対象とします。

4 計画の目標年次

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間とします。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果等についての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

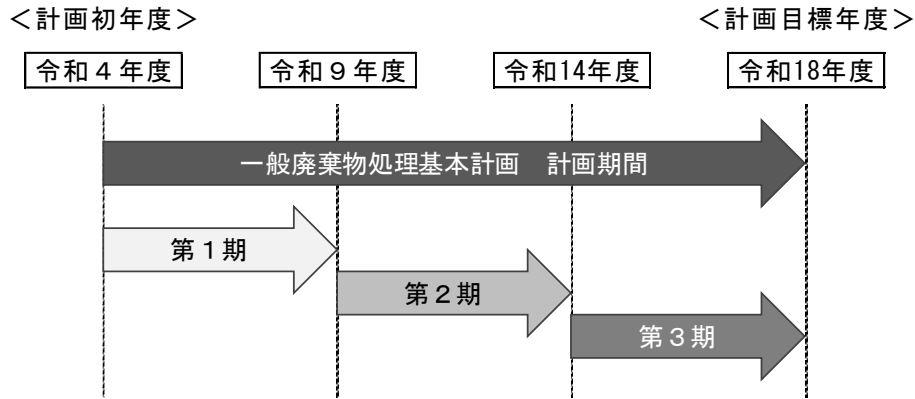


図 1-1 計画の目標年度

5 計画の進行管理

計画は概ね5年ごとに見直しますが、施策の進捗状況や目標の達成状況については、適宜評価を行い、その状況に応じた対策を講じ、実効性の高い計画の実施を目指します。

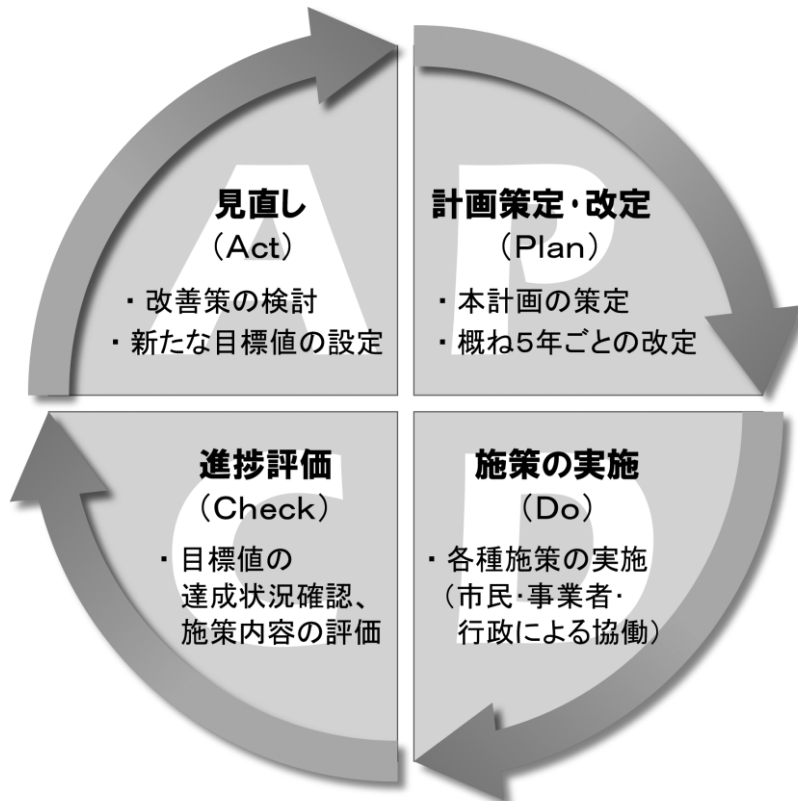


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画におけるPDCAサイクル

第2節 組合の概要

本組合の概要を表 1-1 に示します。

表 1-1 本組合の概要

項目		具体的内容
組合設立年月日		昭和35年9月30日
組合関係市名		清瀬市、東久留米市及び西東京市
組合設立目的		(1) ごみ処理施設の設置及び運営に関すること (2) し尿処理施設の設置及び運営に関すること (3) 廃棄物の処理施設から最終処分場までの運搬に関すること (4) この組合が所有する敷地内における、関係市及び周辺住民の福祉の増進に関する施設の設置及び運営に関すること
所在地		東京都東久留米市下里四丁目3番10号
組合用地		柳泉園（東久留米市下里四丁目1540番地外） 95,555.51 m ² 清柳園（清瀬市下宿二丁目554番地7外） 3,770.88 m ² 計 99,326.39 m ²
組合実施事業	ごみ処理事業	柳泉園クリーンポート (315t/日) 不燃・粗大ごみ処理施設 (50t/5h) リサイクルセンター (65t/5h)
	し尿処理事業	し尿処理施設 (35kl/日)
	環境整備事業	野球場（2面）、テニスコート（5面）、室内プール、浴場施設、トレーニング室、会議室、緑地公園
執行機関		管理者（1名、兼任）、副管理者（2名、兼任）、助役（1名、専任）、会計管理者（1名、兼任）
議会関係		各市より3名ずつ選出、計9名で構成
監査関係		識見者（1名）、議会選出者（1名）
機構		<pre> graph TD Manager["管理者 (副管理者)"] --- Deputy["助役"] Deputy --- Accounting["会計管理者"] Deputy --- BureauChief["事務局長"] BureauChief --- GeneralAffairs["総務課"] BureauChief --- FacilityManagement["施設管理課"] BureauChief --- Technical["技術課"] BureauChief --- ResourcePromotion["資源推進課"] Council["議会"] --- Sec["議会処務 (兼職)"] </pre>

第3節 関係市の概況

1 人口及び世帯数

関係市の人口及び世帯数の推移を表1-2及び図1-3に示します。

人口については、清瀬市は増減を繰り返しているものの、令和2年度は過去5年間で最大となっています。東久留米市及び西東京市は概ね増加傾向にあります。

また、世帯数は増加しており、世帯当たり人口は減少しています。

表 1-2 人口及び世帯数の推移

区分	市名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
人口 (人)	清瀬市	74,510	74,845	74,737	74,636	74,905
	東久留米市	116,867	116,830	116,896	116,916	117,007
	西東京市	199,698	200,817	202,115	204,658	205,907
	合 計	391,075	392,492	393,748	396,210	397,819
世帯数 (世帯)	清瀬市	34,709	35,246	35,454	35,745	36,152
	東久留米市	53,225	53,708	54,257	54,784	55,414
	西東京市	94,662	95,722	96,975	98,939	100,085
	合 計	182,596	184,676	186,686	189,468	191,651
世帯当たり 人口 (人/世帯)	清瀬市	2.15	2.12	2.11	2.09	2.07
	東久留米市	2.20	2.18	2.15	2.13	2.11
	西東京市	2.11	2.10	2.08	2.07	2.06
	合 計	2.14	2.13	2.11	2.09	2.08

※資料：清瀬市、東久留米市：住民基本台帳（1月1日現在）
西東京市：住民基本台帳（10月1日現在）

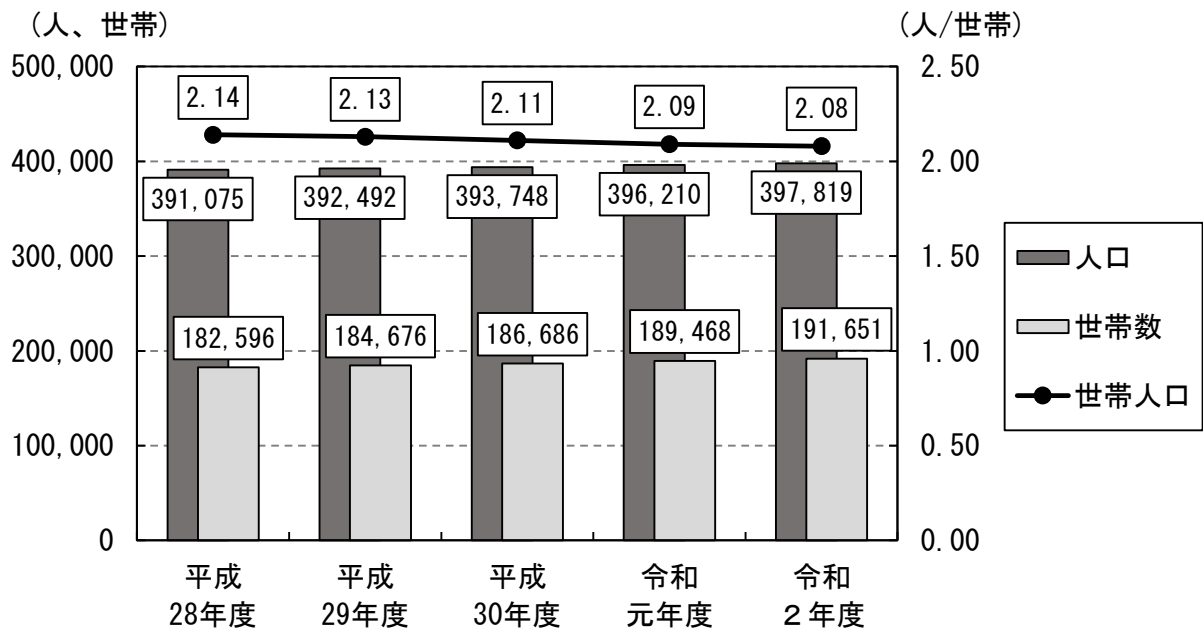


図 1-3 人口及び世帯数の推移

2 産業別事業所数

関係市の産業別事業所数及び構成割合を表 1-3、表 1-4 及び図 1-4 に示します。

事業所数は、卸売業、小売業が最も構成割合が高く、次いで宿泊業、飲食サービス業、医療・福祉、生活関連サービス業・娯楽業、建設業となっています。いずれの市も概ね同様の傾向にあります。

表 1-3 産業別事業所数（平成 26 年）

産業（大分類）	事業所数（事業所）			
	清瀬市	東久留米市	西東京市	合計
総数	1,944	3,104	5,435	10,483
第1次産業	5	12	5	22
農業、林業	5	12	5	22
漁業	0	0	0	0
第2次産業	258	536	668	1,462
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0
建設業	201	380	492	1,073
製造業	57	156	176	389
第3次産業	1,681	2,556	4,762	8,999
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	2	6
情報通信業	17	43	84	144
運輸業、郵便業	24	54	51	129
卸売業、小売業	452	753	1,257	2,462
金融業、保険業	21	35	69	125
不動産業、物品賃貸業	141	262	493	896
学術研究、専門・技術サービス業	80	109	223	412
宿泊業、飲食サービス業	246	343	735	1,324
生活関連サービス業、娯楽業	213	268	597	1,078
教育、学習支援業	115	168	309	592
医療、福祉	260	339	699	1,298
複合サービス業	8	16	22	46
サービス業（他に分類されないもの）	86	152	205	443
公務（他に分類されるものを除く）	16	12	16	44

※資料：平成26年経済センサス基礎調査

表 1-4 産業別事業所構成割合（平成26年）

産業（大分類）	事業所 構成割合（％）			
	清瀬市	東久留米市	西東京市	合計
総数	100.00	100.00	100.00	100.00
第1次産業	0.26	0.39	0.09	0.21
農業、林業	0.26	0.39	0.09	0.21
漁業	0.00	0.00	0.00	0.00
第2次産業	13.27	17.27	12.29	13.95
鉱業、採石業、砂利採取業	0.00	0.00	0.00	0.00
建設業	10.34	12.24	9.05	10.24
製造業	2.93	5.03	3.24	3.71
第3次産業	86.47	82.35	87.62	85.84
電気・ガス・熱供給・水道業	0.10	0.06	0.04	0.06
情報通信業	0.87	1.39	1.55	1.37
運輸業、郵便業	1.23	1.74	0.94	1.23
卸売業、小売業	23.25	24.26	23.13	23.49
金融業、保険業	1.08	1.13	1.27	1.19
不動産業、物品賃貸業	7.25	8.44	9.07	8.55
学術研究、専門・技術サービス業	4.12	3.51	4.10	3.93
宿泊業、飲食サービス業	12.65	11.05	13.52	12.63
生活関連サービス業、娯楽業	10.96	8.63	10.98	10.28
教育、学習支援業	5.92	5.41	5.69	5.65
医療、福祉	13.37	10.92	12.86	12.38
複合サービス業	0.41	0.52	0.40	0.44
サービス業（他に分類されないもの）	4.42	4.90	3.77	4.23
公務（他に分類されるものを除く）	0.82	0.39	0.29	0.42

※構成割合は四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合があります。

※資料：平成26年経済センサス基礎調査

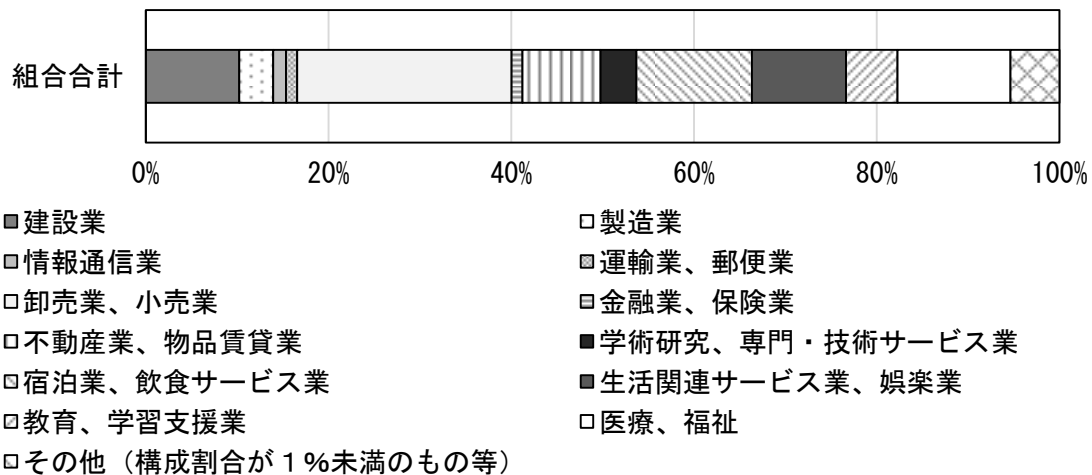


図 1-4 産業別事業所構成割合（平成26年）

3 土地利用

関係市の地目別土地面積の推移を表 1－5 及び図 1－5 に示します。

本組合の地目別土地面積の構成は、宅地が約 8 割を占め、次いで田畑、雑種地の順で多くなっています。また、宅地面積は増加傾向にある一方、田畑や山林の面積は減少傾向にあります。

表 1－5 地目別土地面積の推移

(単位：ha)

区分	市名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度
宅地	清瀬市	355.73	357.55	361.64	363.42	367.74
	東久留米市	661.26	665.26	668.60	672.97	674.29
	西東京市	876.64	880.00	883.33	887.28	889.57
	合 計	1,893.63	1,902.81	1,913.57	1,923.67	1,931.60
田畑	清瀬市	188.38	186.18	182.34	180.07	174.70
	東久留米市	154.64	150.86	147.43	143.12	140.12
	西東京市	137.92	133.34	128.90	125.50	122.01
	合 計	480.94	470.38	458.67	448.69	436.83
山林	清瀬市	8.81	8.18	8.07	7.89	7.40
	東久留米市	5.37	5.24	5.20	4.51	4.87
	西東京市	0.73	0.71	0.71	0.66	0.64
	合 計	14.91	14.13	13.98	13.06	12.91
雑種地	清瀬市	31.10	32.04	31.63	31.67	33.26
	東久留米市	18.51	18.23	17.92	16.99	17.70
	西東京市	29.44	28.54	28.00	27.52	27.64
	合 計	79.05	78.81	77.55	76.18	78.60
免税点 未 満	清瀬市	7.10	6.74	6.20	6.44	6.88
	東久留米市	7.50	8.00	7.11	7.59	7.75
	西東京市	1.94	2.16	2.50	2.28	3.01
	合 計	16.54	16.90	15.81	16.31	17.64
合 計	清瀬市	591.12	590.69	589.88	589.49	589.98
	東久留米市	847.28	847.59	846.26	845.18	844.73
	西東京市	1,046.67	1,044.75	1,043.44	1,043.24	1,042.87
	合 計	2,485.07	2,483.03	2,479.58	2,477.91	2,477.58

※資料：東京都統計年鑑

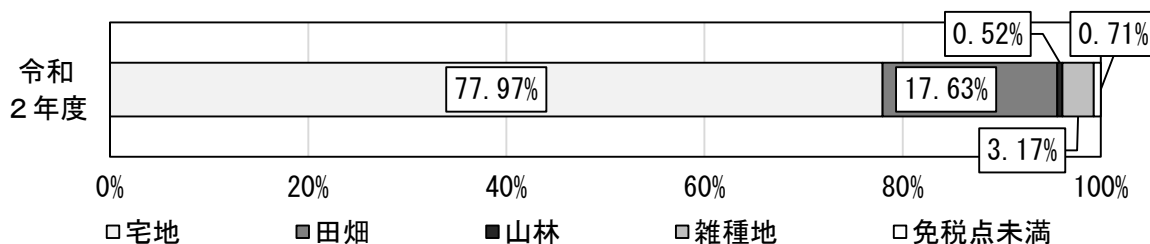


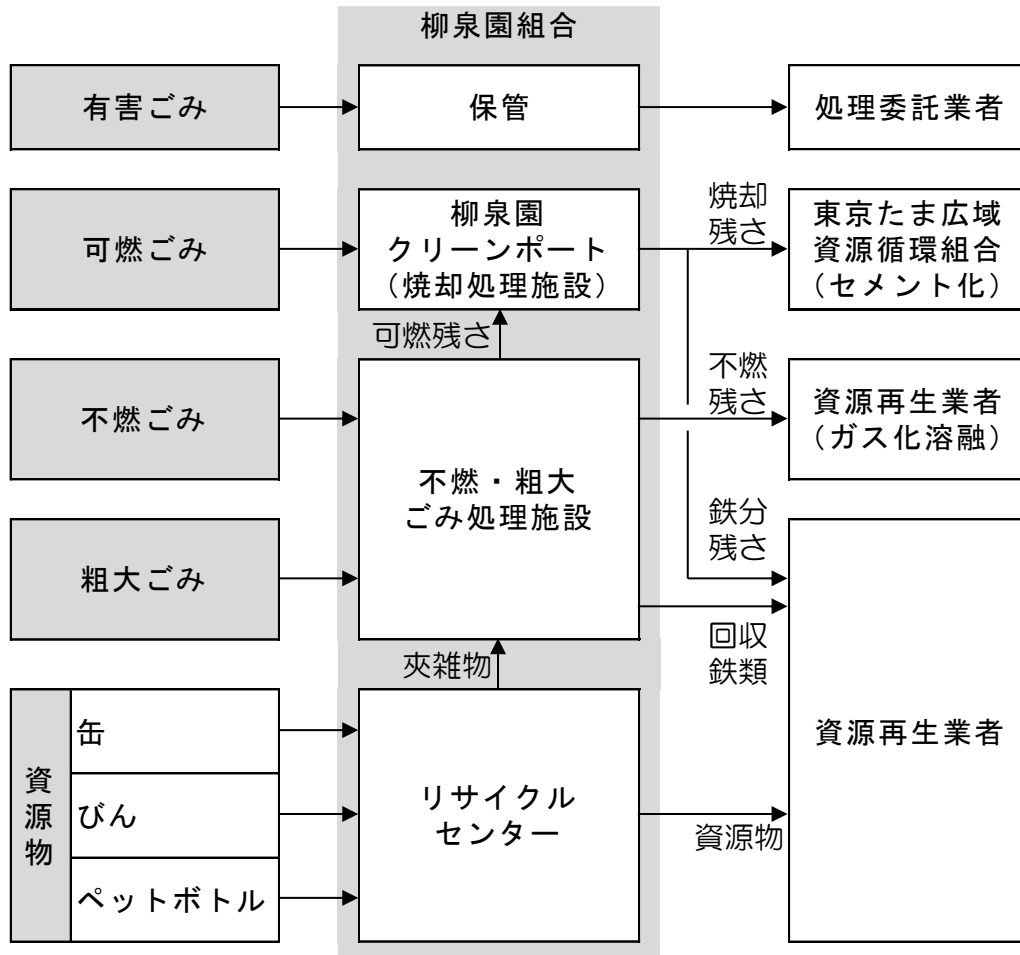
図 1－5 地目別土地面積割合 (令和 2 年度)

第4節 ごみ・資源物の処理状況

1 ごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

本組合のごみ処理フローを図 1-6 に示します。



※資源物の内、上記に示したものの以外（容器包装プラスチック、古紙類、古布類、小型家電）及び集団回収されたものは、本組合に搬入されずに資源化しています。

図 1-6 ごみ処理フロー

2 収集・運搬の実績

収集・運搬は関係市により行われています。計画収集区域は、関係市全域となっています。

3 搬入の実績

(1) 計画収集による搬入実績

本組合で処理するごみ・資源物の、計画収集による搬入量の推移を表 1-6 に示します。

本組合へ搬入されるごみ・資源物の総量、及びごみ量は、平成 30 年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度からは増加に転じています。増加に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。資源物量は一貫して減少傾向にあります。

表 1-6 計画収集による搬入量の推移 (1/2)

(単位: t/年)

品目	市名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度
可燃ごみ	清瀬市	10,166	9,902	9,708	9,754	9,736
	東久留米市	16,383	15,029	13,847	14,082	14,493
	西東京市	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183
	関係市合計	49,513	47,654	46,334	47,105	48,412
	他市	0	439	0	0	285
	合 計	49,513	48,093	46,334	47,105	48,697
不燃ごみ	清瀬市	1,342	1,336	1,338	1,400	1,589
	東久留米市	2,206	2,138	1,683	1,775	2,089
	西東京市	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871
	合 計	6,844	6,903	6,428	6,612	7,549
粗大ごみ	清瀬市	49	56	73	86	105
	東久留米市	77	93	95	96	109
	西東京市	141	141	153	310	543
	合 計	267	290	321	492	757
有害ごみ	清瀬市	28	26	26	26	29
	東久留米市	36	41	37	38	39
	西東京市	58	51	51	56	61
	合 計	122	118	114	120	129
ごみ合計	清瀬市	11,585	11,320	11,145	11,266	11,459
	東久留米市	18,702	17,301	15,662	15,991	16,730
	西東京市	26,459	26,344	26,390	27,072	28,658
	関係市合計	56,746	54,965	53,197	54,329	56,847
	他市	0	439	0	0	285
	合 計	56,746	55,404	53,197	54,329	57,132

※関係市で整理した値のため、組合公表値とは異なる場合があります。

表 1-6 計画収集による搬入量の推移（2/2）

（単位：t/年）

品目		市名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度
資源物	缶類	清瀬市	229	222	208	208	222
		東久留米市	354	333	322	338	388
		西東京市	517	531	529	511	565
		合 計	1,100	1,086	1,059	1,057	1,175
	びん類	清瀬市	627	624	548	555	601
		東久留米市	999	941	903	880	918
		西東京市	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852
		合 計	3,428	3,330	3,184	3,137	3,371
	ペット ボトル	清瀬市	256	265	283	285	169
		東久留米市	436	113	0	0	0
		西東京市	634	652	732	741	789
		合 計	1,326	1,030	1,015	1,026	958
	古紙・ 古布類	東久留米市	1,270	374	0	0	0
		合 計	1,270	374	0	0	0
資源物合計		清瀬市	1,112	1,111	1,039	1,048	992
		東久留米市	3,059	1,761	1,225	1,218	1,306
		西東京市	2,953	2,948	2,994	2,954	3,206
		合 計	7,124	5,820	5,258	5,220	5,504
ごみ・資源物 合計		清瀬市	12,697	12,431	12,184	12,314	12,451
		東久留米市	21,761	19,062	16,887	17,209	18,036
		西東京市	29,412	29,292	29,384	30,026	31,864
		関係市合計	63,870	60,785	58,455	59,549	62,351
		他市	0	439	0	0	285
		合 計	63,870	61,224	58,455	59,549	62,636

※関係市で整理した値のため、組合公表値とは異なる場合があります。

(2) 直接搬入による搬入実績

本組合で処理するごみの、直接搬入による搬入量の推移を表 1-7 に示します。

直接搬入ごみの総量、及び可燃ごみ量は令和元年度までは増加傾向にありましたが、令和2年度には減少しています。不燃ごみ及び粗大ごみ量は、一貫して増加傾向にあります。

表 1-7 直接搬入による搬入量の推移

(単位：t/年)

品目	市名	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
可燃ごみ	清瀬市	2,119	2,416	2,690	2,713	2,678
	東久留米市	4,820	5,140	5,616	6,283	5,929
	西東京市	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047
	合 計	13,664	14,551	15,624	15,821	14,654
不燃ごみ	清瀬市	22	20	25	19	25
	東久留米市	53	56	69	83	97
	西東京市	30	30	35	32	37
	合 計	105	106	129	134	159
粗大ごみ	清瀬市	35	60	68	70	68
	東久留米市	85	119	145	162	204
	西東京市	51	84	102	118	135
	合 計	171	263	315	350	407
ごみ合計	清瀬市	2,176	2,496	2,783	2,802	2,771
	東久留米市	4,958	5,315	5,830	6,528	6,230
	西東京市	6,806	7,109	7,455	6,975	6,219
	合 計	13,940	14,920	16,068	16,305	15,220

※直接搬入（自己搬入）される可燃ごみの多くは事業系ごみです。

※関係市で整理した値のため、組合公表値とは異なる場合があります。

4 減量化・資源化の実績

本組合における資源化量の推移を表 1－8 に示します。

資源化割合は概ね横ばい傾向にあります。なお、リサイクルセンターの資源化割合については減少傾向にあり、缶類、びん類、ペットボトル類の軽量化等の影響が考えられます。

表 1－8 資源化量の推移

区分	単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度
柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）						
処理量	t/年	69,129	69,030	68,180	69,144	70,475
資源化量	t/年	8,726	8,713	8,417	8,583	9,017
エコセメント化	t/年	8,451	8,445	8,159	8,317	8,725
鉄分残さ	t/年	275	268	258	266	292
資源化割合	%	12.62	12.62	12.35	12.41	12.79
不燃・粗大ごみ処理施設						
処理量	t/年	7,523	7,637	7,240	7,630	8,902
保管量（有害ごみ）	t/年	122	118	114	120	129
資源化量	t/年	1,527	1,482	1,418	1,498	1,691
磁選機回収鉄	t/年	400	395	367	429	565
手選別・解体	t/年	136	134	128	118	126
不燃残さ（再利用）	t/年	869	835	809	831	871
有害ごみ	t/年	122	118	114	120	129
資源化割合	%	19.97	19.11	19.28	19.33	18.72
リサイクルセンター						
処理量	t/年	7,124	5,820	5,258	5,220	5,504
資源化量	t/年	6,502	5,249	4,679	4,609	4,876
缶類	t/年	1,050	1,025	1,004	997	1,114
スチール缶	t/年	426	410	398	387	423
アルミ缶	t/年	624	615	606	610	691
びん類	t/年	2,881	2,848	2,685	2,605	2,810
カレット（無色）	t/年	1,352	1,326	1,261	1,184	1,272
カレット（茶色）	t/年	749	719	676	666	668
カレット（青色）	t/年	19	17	16	11	12
カレット（黒色）	t/年	72	91	77	77	74
カレット（緑色）	t/年	198	206	198	182	212
カレット（雑）	t/年	400	403	381	410	493
生びん	t/年	91	86	76	75	79
ペットボトル	t/年	1,259	976	962	979	930
古紙・古布類	t/年	1,286	374	0	0	0
屑ガラス（再利用）	t/年	26	26	28	28	22
資源化割合	%	91.27	90.19	88.99	88.30	88.59

※関係市で整理した値を基に整理しているため、組合公表値とは異なる場合があります。

5 中間処理の実績

(1) 施設の概要

本組合所管の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの概要をそれぞれ表 1－9～表 1－11 に示します。

表 1－9 焼却処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	柳泉園クリーンポート
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 9 年 7 月 竣工：平成 13 年 12 月（平成 12 年 11 月より稼動）
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	ストーカ方式
処理能力(基数)	315t/日(105t/日×3基)
総事業費	14,400,183 千円
余熱利用施設	室内プール、浴場施設
建築面積	工場棟：約 6,496 m ² 管理棟：約 978 m ²
延床面積	工場棟：約 20,698 m ² 管理棟：約 2,939 m ²
煙突高さ	100m
発電設備	蒸気タービン方式(最大 6,000kW)
公害防止対策設備	乾式消石灰・活性炭噴霧＋バグフィルタ＋脱硝反応塔

表 1-10 不燃・粗大ごみ処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	不燃・粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工:昭和 48 年 11 月 竣工:昭和 50 年 3 月 改造(破碎装置):昭和 58 年 12 月～昭和 59 年 3 月 改造(クレーン及びピット):昭和 60 年 9 月～昭和 61 年 2 月
破碎型式	縦型リンググライнда式破碎機
処理能力	50t/5h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破碎鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破碎機、サイクロン(選別機)、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000 千円
改造費(破碎装置)	149,900 千円
改造費(クレーン及びピット)	123,000 千円
建築面積	約 387 m ²
延床面積	約 586 m ²

表 1-11 リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工:平成 4 年 12 月 竣工:平成 5 年 10 月
処理能力	65.5t/5h⇒53.5t/5h (缶類:10t/5h、びん類:15t/5h、 古紙・古布類:40t/5h⇒ペットボトル:28.5t/5h) ※ペットボトルは古紙・古布類:40t/5hの設備を使用
処理対象	缶類、びん類、古紙・古布類、ペットボトル(竣工後に追加)
処理設備	磁選機、アルミ選別機、鉄プレス機、アルミプレス機、 圧縮梱包機、カレット選別装備(ターンテーブル)
総事業費	1,215,091 千円
建築面積	約 1,560 m ²
延床面積	約 2,690 m ²

※現在ペットボトルは、西東京市のみからの搬入となっています。

(2) 中間処理量の実績

本組合のごみ処理量の推移を表 1-12 に示します。

各施設への搬入量は増減しているものの、令和2年度にはいずれも増加しています。

表 1-12 ごみ処理量の推移

(単位：t/年)

区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）	69,129	69,030	68,180	69,144	70,475
関係市等からの搬入量	63,177	62,644	61,958	62,926	63,351
可燃ごみ	63,177	62,205	61,958	62,926	63,066
他市搬入分	0	439	0	0	285
他施設からの搬入量	5,952	6,386	6,222	6,218	7,124
不燃・粗大ごみ 処理施設可燃残さ	5,927	6,357	6,201	6,196	7,102
し尿汚泥	25	29	21	22	22
処理 内訳					
埋立処分	0	0	0	0	0
資源化・再利用等	8,726	8,713	8,417	8,583	9,017
不燃・粗大ごみ処理施設	7,645	7,755	7,354	7,750	9,031
関係市からの搬入量	7,509	7,680	7,307	7,708	9,001
不燃ごみ	6,949	7,009	6,557	6,746	7,708
粗大ごみ	438	553	636	842	1,164
有害ごみ	122	118	114	120	129
他施設からの搬入量	136	75	47	42	30
リサイクルセンター 不燃残さ（夾雑物）	136	75	47	42	30
処理 内訳					
可燃残さ	5,927	6,357	6,201	6,196	7,102
資源化・再利用等	1,527	1,482	1,418	1,498	1,691
その他 ※	191	-84	-265	56	238
リサイクルセンター	7,124	5,820	5,258	5,220	5,504
関係市からの搬入量	7,124	5,820	5,258	5,220	5,504
缶類	1,100	1,086	1,059	1,057	1,175
びん類	3,428	3,330	3,184	3,137	3,371
ペットボトル	1,326	1,030	1,015	1,026	958
古紙・古布類	1,270	374	0	0	0
処理 内訳					
不燃残さ（夾雑物）	136	75	47	42	30
資源化・再利用等	6,502	5,249	4,679	4,609	4,876
その他 ※	486	496	532	569	598

※その他とは、計量誤差、水分及び貯留分等です。

※関係市で整理した値を基に整理しているため、組合公表値とは異なる場合があります。

6 最終処分の実績

柳泉園クリーンポートで焼却処理された後の焼却残さについては、多摩地区25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、二ツ塚処分場（最終処分場）に併設されたエコセメント化施設の稼動（平成18年7月）以降、全量をエコセメント化し、再利用しています。

第 5 節 ごみ処理に関する課題

1 柳泉園クリーンポートに関する課題

(1) 適正排出の推進

柳泉園クリーンポートは、平成 29 年 7 月から 15 年間の長期包括運営管理事業を行っています。事業の中では環境管理業務が定められており、環境保全基準を遵守すること等が示されています。引き続き、法令遵守の下、安定した施設の運転管理に努めていきます。

(2) 事業系ごみの減量化

本組合に直接搬入された可燃ごみは、その多くが事業系ごみとして位置付けられます。平成 28 年度からの推移をみると、令和元年度まで年々増加し、令和 2 年度には減少していますが、平成 28 年度から約 5 % の増加となっています。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の関係で前年度より搬入量が減少しましたが、事業系ごみは経済状況等による影響を受けやすいことから、今後も引き続き、関係市と協働しながら、更なる排出抑制、分別徹底による減量化を図っていく必要があります。

(3) 生ごみの減量化の推進

可燃ごみのごみ質調査結果では、水分量が 40 % 台で推移しており、そのほとんどは厨芥類（生ごみ）に含まれるものとなっています。可燃ごみの減量化には生ごみの減量化を推進することが関係することから、関係市と協働しながら、減量化を図っていく必要があります。

2 不燃・粗大ごみ処理施設に関する課題

(1) 施設の老朽化への対応

不燃・粗大ごみ処理施設は、昭和 50 年 2 月の稼動開始から現在まで 46 年以上が経過し、その間 2 度の改造工事を行ってきました。施設の老朽化に加え、稼動当初と比べ搬入されるごみ質が変化したことによる火災や爆発トラブル、又は機器の不具合等の問題が発生しています。令和 3 年度に耐震診断を行ったところ、耐震的問題もあることが判明したため、耐震改修工事による補強を行う方針です。

施設更新に向けては、本組合の一存では判断が困難であるため、本計画及び令和 4 年度から施行されるプラスチック資源循環促進法の詳細、並びに将来の多摩地域における廃棄物処理体制の在り方等を踏まえて、適切な時期に基本構想の策定に着手するため、関係市と協議を進めていきます。

(2) スプレー缶・カセットボンベの分別徹底

本組合では、スプレー缶・カセットボンベの混入による爆発事故に加え、リチウムイオン電池等の充電式電池が原因と思われる火災事故が発生しており、ごみ処理に支障をきたす事例が発生しています。

処理不適物の収集区分は関係市で異なる場合がありますが、3市ともに個別に分別項目を設けています。今後も関係市と協働し、本組合として効果的な周知を図りながら、分別の徹底を推進する必要があります。

3 リサイクルセンターに関する課題

リサイクルセンターは平成5年10月の稼動開始から現在まで28年以上が経過しており、その間、容器包装リサイクル法をはじめとする関係法令の制定及び改正等により、関係市の分別区分やリサイクル手法などが変化しています。

そのため、設計当初の条件と現状の搬入品目や処理方法等に乖離が生じ、効率的な処理を行うことが難しくなっています。

リサイクルセンターについても、他施設との統合を視野に入れ、関係市と施設更新に向けた協議を進めていきます。

4 施設の運営に関する課題

ごみ処理経費の削減等を目的に、柳泉園クリーンポートでは、長期包括運営管理事業を実施し、施設における安定性、安全性を確保しながら、効率的な運営・維持管理に努めています。長期包括運転管理事業の終了時期を見据え、柳泉園クリーンポートの施設の更新を踏まえた検討を行う必要があります。

また、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターでは、耐用年数を見極めた上で、施設の更新に向けた準備に入る必要があります。

第6節 将来ごみ量の推計

1 目標値

関係市では、令和18年度を計画目標年度として、減量化・資源化目標を設定しています。関係市の目標を表1-13に示します。

表 1-13 関係市の目標

清瀬市	指標	基準年度 (令和2年度)	目標年度 (令和18年度)
	ごみ・資源物排出量	19,593 t/年	17,080 t/年
	ごみ排出量	14,230 t/年	12,077 t/年
	家庭ごみ原単位	425.4 g/人・日	381.3 g/人・日
	焼却残さ量	1,697 t/年	1,444 t/年
東久留米市	指標	基準年度 (令和2年度)	目標年度 (令和18年度)
	ごみ・資源物排出量	32,847 t/年	27,122 t/年
	ごみ排出量	24,057 t/年	20,034 t/年
	家庭ごみ原単位	563 g/人・日	505 g/人・日
	ごみ原単位	769 g/人・日	687 g/人・日
	焼却残さ量	2,781 t/年	2,277 t/年
西東京市	指標	基準年度 (令和2年度)	目標年度 (令和18年度)
	ごみ排出量	34,877 t/年	31,421 t/年
	家庭ごみ原単位	381 g/人・日	330 g/人・日
	焼却残さ量	4,122 t/年	3,718 t/年

※ごみ・資源物排出量＝計画収集量（ごみ、資源物）＋直接搬入量＋集団回収量

ごみ排出量＝計画収集量（ごみ）＋直接搬入量

家庭ごみ原単位（清瀬市、東久留米市）

＝家庭ごみ量（計画収集、直接搬入）÷人口÷年間日数

家庭ごみ原単位（西東京市）＝家庭ごみ量（計画収集）÷人口÷年間日数

ごみ原単位＝計画収集量（ごみ）＋直接搬入量＋集団回収量÷人口÷年間日数

焼却残さ量＝エコセメント化量

資源化率＝資源化量（集団回収含む）÷ごみ・資源物排出量

2 ごみ搬入量の推計

ごみ及び資源物の、本組合への搬入量（計画収集量及び直接搬入量の合計）の推計結果を表1-14及び図1-7に示します。

減量目標を達成した場合、ごみ及び資源物の搬入量は将来的に減少傾向で推移し、令和2年度は77,571t/年となっていますが、令和18年度には67,051t/年（令和2年度から13.6%減少）と推計されました。

表 1-1-4 ごみ及び資源物の搬入量の推計結果（減量目標を達成した場合）

品目	単位	実績値					推計値							
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
搬入量	t/年	77,810	75,705	74,523	75,854	77,571	75,226	74,177	73,314	72,150	71,122	70,846	70,608	70,093
ごみ	t/年	70,686	69,885	69,265	70,634	72,067	70,185	69,154	68,294	67,156	66,147	65,890	65,654	65,172
計画収集	t/年	56,746	54,965	53,197	54,329	56,847	53,763	52,775	51,966	50,885	49,938	49,688	49,559	49,189
可燃ごみ	t/年	49,513	47,654	46,334	47,105	48,412	46,373	45,439	44,659	43,656	42,768	42,548	42,436	42,116
不燃ごみ	t/年	6,844	6,903	6,428	6,612	7,549	6,799	6,735	6,701	6,620	6,558	6,522	6,504	6,453
粗大ごみ	t/年	267	290	321	492	757	470	480	484	490	493	499	500	501
有害ごみ	t/年	122	118	114	120	129	121	121	122	119	119	119	119	119
直接搬入	t/年	13,940	14,920	16,068	16,305	15,220	16,422	16,379	16,328	16,271	16,209	16,202	16,095	15,983
可燃ごみ	t/年	13,664	14,551	15,624	15,821	14,654	15,885	15,837	15,781	15,720	15,656	15,647	15,537	15,425
不燃ごみ	t/年	105	106	129	134	159	156	156	157	158	158	158	158	158
粗大ごみ	t/年	171	263	315	350	407	381	386	390	393	395	397	400	400
資源物	t/年	7,124	5,820	5,258	5,220	5,504	5,041	5,023	5,020	4,994	4,975	4,956	4,954	4,921
缶類	t/年	1,100	1,086	1,059	1,057	1,175	1,093	1,088	1,091	1,088	1,088	1,083	1,085	1,078
びん類	t/年	3,428	3,330	3,184	3,137	3,371	3,198	3,176	3,159	3,130	3,103	3,081	3,068	3,037
ペットボトル	t/年	1,326	1,030	1,015	1,026	958	750	759	770	776	784	792	801	806
古紙・古布類	t/年	1,270	374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

品目	単位	推 計 値							
		令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度
搬入量	t/年	69,732	69,363	69,130	68,600	68,234	67,865	67,605	67,051
ごみ	t/年	64,830	64,478	64,251	63,752	63,406	63,053	62,804	62,281
	t/年	48,957	48,715	48,599	48,212	47,977	47,738	47,600	47,189
	可燃ごみ	41,915	41,708	41,610	41,280	41,075	40,875	40,758	40,407
	不燃ごみ	6,419	6,385	6,365	6,311	6,278	6,240	6,219	6,163
	粗大ごみ	504	504	506	504	507	506	506	503
資源物	有害ごみ	119	118	118	117	117	117	117	116
	直接搬入	15,873	15,763	15,652	15,540	15,429	15,315	15,204	15,092
	可燃ごみ	15,312	15,201	15,088	14,975	14,863	14,749	14,636	14,523
	不燃ごみ	159	158	159	159	159	159	160	160
	粗大ごみ	402	404	405	406	407	407	408	409
びん類	缶類	4,902	4,885	4,879	4,848	4,828	4,812	4,801	4,770
		1,077	1,075	1,074	1,071	1,066	1,065	1,062	1,059
	びん類	3,013	2,992	2,979	2,949	2,928	2,908	2,894	2,864
	ペットボトル	812	818	826	828	834	839	845	847
	古紙・古布類	0	0	0	0	0	0	0	0

※直接搬入（自己搬入）される
可燃ごみの多くは、関係各市
が許可した業者によって搬入
される事業系ごみです。

※直接搬入（自己搬入）される
不燃ごみ及び粗大ごみは、大
部分が引越し等による多量排
出者の持ち込みごみであるこ
とから、いずれも家庭ごみと
して取り扱うものとします。

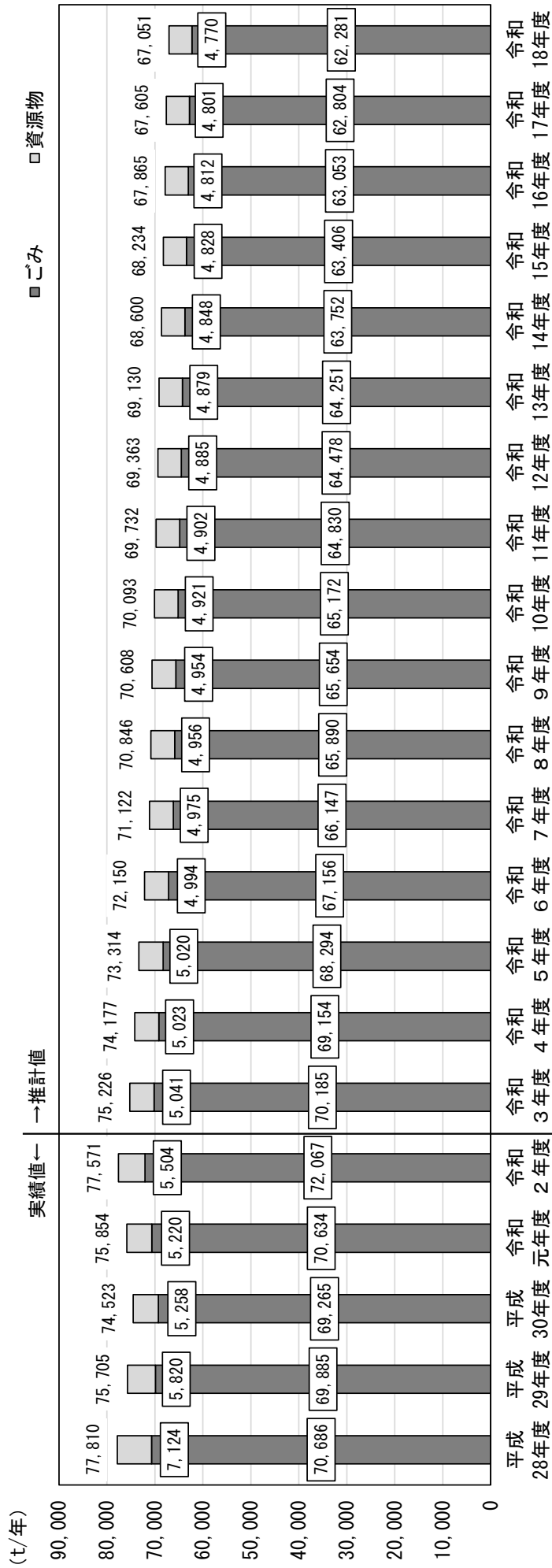


図 1-7 ごみ及び資源物の搬入量の推計結果（減量目標を達成した場合）

第 7 節 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の基本方針

本組合では、次の基本方針に基づきごみ処理を行うことで、循環型社会の形成を目指します。

基本方針 1 : 3 R 原則に基づくごみ処理の実施

循環型社会の形成に寄与するため、3 R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の原則に基づき、ごみの資源化と適正処理を推進します。

基本方針 2 : 安全・安定な適正処理の実施

関係市から搬入されるごみ・資源物について、公害や環境対策に万全を期しながら、安全かつ安定した、適正な中間処理を行います。

基本方針 3 : 環境負荷の少ない資源循環の推進

中間処理過程において、可能な限り資源化を進めることにより、今後も引き続き埋立処分量ゼロを維持します。

また、サーマルリサイクルをはじめとするエネルギーの有効活用と、施設の運転管理における省エネの取組を推進し、環境負荷の少ない中間処理事業を展開します。

基本方針 4 : 廃棄物エネルギーの有効活用

廃棄物処理の過程で生じる蒸気や余熱等のエネルギーを、本組合の浴場施設や室内プールで有効活用します。

またこれにより、CO₂ 排出量の抑制、及び地球温暖化の防止に寄与します。

2 減量化・資源化計画

(1) 広報・啓発活動

1) 情報公開の推進

本組合では、広報誌「りゅうせんえんニュース」や柳泉園組合ホームページを活用し、本組合が実施している中間処理に関連する情報やデータを積極的に住民に提供・開示しています。

ごみの減量化・資源化に際しては、関係市が実施する各種の施策による効果を把握するため、搬入されたごみ・資源量や組成分析の結果等の情報を積極的に公表しています。

また、本組合が行っている中間処理に関して、廃棄物処理施設の維持管理状況を記録し、関係者の閲覧に供しています。

今後も地域の住民や事業者のごみ・資源物に対する関心と理解を深めるため、各種の情報公開を推進していきます。

2) 啓発活動の強化

本組合では、中間処理を担う立場から住民や事業者に対してごみ減量化・資源化への協力要請等を行っており、今後も引き続き啓発活動を積極的に展開していきます。

3) 環境教育・環境学習の推進

令和2年度における施設見学者は90名(10団体)であり、そのうち、関係市等の小学生の社会科見学は32名となっています。夏休み子ども見学会、冬の施設見学会及び夜景観賞会、煙突階段昇り等の各種イベントは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を中止しています。

本組合が担っている中間処理を実施していくうえでは、地域の住民や事業者の理解が不可欠であることから、安全性への配慮、環境負荷の低減、資源化の推進等について、柳泉園組合ホームページの施設紹介ビデオなどで啓発を行っています。今後も、新型コロナウイルス感染症への対策も講じながら、一般見学者の増加に向けた対策や、環境教育・環境学習の推進方法について検討します。

(2) 中間処理における安定した減量化・資源化の施策

本組合における中間処理として、今後も引き続き以下の取組を行い、安定した減量化・資源化の推進に努めます。

- ・公害防止や環境対策に十分に配慮したごみの適正処理
- ・柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）でのサーマルリサイクルの推進
- ・リサイクルセンターでの資源物の選別や、不燃・粗大ごみ処理施設での有価物回収等による資源化の推進

(3) 関係市と連携した減量化・資源化の働きかけ

ごみの排出源（家庭、事業所）における3Rを推進するため、関係市と連携・協力し、住民や事業者に対して以下の施策を推進していきます。

1) 住民の3Rに関する取組の推進

- ・ごみ排出を抑制するライフスタイルの推進
- ・レジ袋の削減、簡易包装品の選択等、プラスチックごみ発生抑制の推進
- ・リユース関連サービス（リース、シェアリング、サブスクリプション等）の利用推進
- ・再生品の利用推進
- ・生ごみ減量化の推進
- ・食品ロス削減の推進
- ・地域での集団回収への積極的参加の推進
- ・ごみ出し時の分別徹底の推進
- ・自己搬入されるごみに対する指導 等

2) 事業者の3Rに関する取組の推進

- ・ごみ排出を抑制するビジネススタイルの推進
- ・製品の耐久性の向上、販売品の修理体制の確立、過剰包装の抑制の推進
- ・廃棄物となった製品の引取、販売した容器包装の店頭回収の推進
- ・製品の材質・成分の表示の推進
- ・再生品・再生原料の利用推進
- ・生ごみの自家処理の推進
- ・ごみ出し時の適正排出、自己処理責任の指導
- ・自己搬入されるごみに対する指導 等

(4) プラスチック資源循環の高度化に係る検討

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」や、令和3年6月に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」等において、これまで不燃ごみ等に分類されていることの多かったプラスチック製品を資源化することが国の方針となっています。

今後、国の具体的な運用が定まり次第、プラスチックごみの処理方法について、関係市と協議、検討を行います。

3 収集・運搬計画

中間処理施設において適正かつ安全な処理を行うためには、ごみや資源物の適正な排出及び収集・運搬が必要となるため、関係市が実施するごみや資源物の分別収集等に際して積極的に協力するとともに、本組合に搬入されたごみの分別状況やごみ出しルールへの協力状況に関するデータを提供すること等により、適正な排出及び収集・運搬を推進するものとします。

4 ごみの適正処理計画

(1) 中間処理計画

中間処理に際しては、周辺的生活環境の保全に努めるとともに、環境負荷の低減に寄与する適正な施設の維持管理を行うものとします。

また、搬入されたごみから少しでも多くの資源物を選別・回収し、資源の有効利用に努めるものとします。

1) 適正な焼却処理の維持

現在、関係市から搬入される可燃ごみは、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で焼却処理を行っています。

可燃ごみの搬入量は減少傾向にあり、今後もその傾向が継続すると予想されますが、適正な焼却処理を継続して実施します。

2) 不燃ごみ・粗大ごみの処理

関係市から搬入される不燃ごみ・粗大ごみは、不燃・粗大ごみ処理施設で選別・破碎処理を行っています。

今後も引き続き有価物回収等の資源化を推進しながら適正な処理を実施します。また、不燃残さは民間業者に搬出し、ガス化溶融により発生する燃料ガスやスラグ、メタル等を回収して再利用しています。今後も引き続き、民間業者の技術を活用した資源化を継続します。

3) 資源物の処理

リサイクルセンターでは、関係市から搬入される資源物である、缶類、びん類、ペットボトルの選別処理、及び缶類、ペットボトルの圧縮梱包処理を行い、資源化しています。資源化の難しい屑ガラスについても、民間業者に搬出し建設資材等として加工し、再利用しています。

今後も引き続き適正な処理を実施し、資源化を推進します。また、施設の更新に当たっては不燃・粗大ごみ処理施設を含めた検討を行うものとします。

(2) 最終処分計画

現在、本組合から排出される焼却残さは、東京たま広域資源循環組合の管理するエコセメント化施設でエコセメントの原料として使用しています。不燃残さ、屑ガラスについても民間業者等による処理及び再利用の取組を今後も継続し、埋立処分量ゼロを維持します。

5 施設整備計画

(1) 柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）

柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）は、平成 12 年 11 月より稼動し、平成 29 年 7 月から「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」に移行しています。民間の活力により基本性能を発揮させることで、安定性・安全性を確保しながら、効率的な運営・維持管理を行っていくとともに、施設の更新についても考えていきます。

また、柳泉園クリーンポート長期包括運転管理事業の終了時期を見据え、施設の更新にあたって、関係市から搬入される可燃ごみの量や組成を確認し、新規施設の適切な規模、処理方法、整備時期、整備内容等を関係市と協議・決定し、その基本的方向を明らかにします。

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設

不燃・粗大ごみ処理施設は、昭和 50 年 2 月より稼動しており、現在、稼動開始から 46 年が経過しているため、老朽化等の影響から数多くの運転管理上の問題が発生しています。

本施設の問題解決には、根本的な対策が必要であり、老朽化の状況の十分な調査と耐用年数を見極めた上で、施設の更新検討を行う必要があります。

施設の更新にあたっては、関係市から搬入される不燃ごみと粗大ごみの量や組成を確認し、新規施設の適切な規模、処理方法、整備時期、整備内容等の基本的方向を定めた上で、関係市と協議し、適切に進めていきます。

(3) リサイクルセンター

リサイクルセンターは、平成 5 年 10 月より稼動しており、現在、稼動開始から 28 年が経過していますが、処理能力上、特に問題は発生していません。

しかし、その間リサイクル関連法令の改正や、関係市の分別区分やリサイクル方法の変更などにより、当初の設計条件と現状の品目別の搬入量等に差が生じており、効率的な運営を図るため、不燃・粗大ごみ処理施設の更新を含めた対策を検討する必要があります。

6 施設運営計画

(1) 効率的なサーマルリサイクルの推進

本組合では、平成 12 年 4 月より段階的に進められた電力の自由化（特定規模需要）に合わせて、平成 18 年度から入札により特定規模電気事業者（PPS : Power Producer & Supplier）から電力を購入しています。

また、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）では、ごみを燃やした時の熱を利用した発電を行っており、その発電能力は最大で 6,000kW となっています。発電した電力は施設内で使用するとともに、余剰電力は電力会社に売電しています。

今後も電力を取り巻く動向に配慮しながら、より効率的かつ経済的な運営を行います。

(2) 中間処理に伴う環境負荷の低減

本組合では、中間処理施設としての事業を実施するにあたり、施設の稼動に伴い発生する排出ガス、騒音、振動等について、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法等に基づく規制基準等を遵守するとともに、基準等が設けられていない事項については自主規制値を設けて環境負荷の低減を図っています。

また、柳泉園クリーンポートで焼却処理を行う際の発電電力を施設内で利用することや、発生した余熱を柳泉園グランドパークの浴場施設や室内プールで有効活用することにより、CO₂排出量の抑制や、地球温暖化の防止に寄与します。

今後も引き続き、環境負荷の低減に努めていきます。

(3) 近隣市及び組合との連携

本組合は令和 2 年度に、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、三多摩清掃施設協議会及びその構成団体と、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定を締結しています。

この協定では、中間処理施設の改修時などに近隣自治体間で相互支援を行うことが定められています。

今後もこの広域支援体制を維持していきます。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の体系

1 生活排水の現状

(1) 下水道普及率

公共下水道の普及率を表 2-1 に示します。

関係市では、ほぼ全域に下水道が普及しています。

表 2-1 下水道普及率

(単位：%)

市名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
清瀬市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
東久留米市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
西東京市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※下水道普及率＝処理区域人口÷行政区域人口

(2) し尿及び浄化槽汚泥搬入量

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を表 2-2 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は、概ね減少傾向となっています。

表 2-2 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の推移

(単位：kℓ/年)

品目	市名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿	清瀬市	144	152	138	135	124
	東久留米市	171	168	153	143	146
	西東京市	200	212	197	179	166
	合 計	515	532	488	457	436
浄化槽汚泥	清瀬市	100	72	78	66	71
	東久留米市	112	101	109	67	83
	西東京市	219	217	204	212	215
	合 計	431	390	391	345	369
合計	清瀬市	244	224	216	201	195
	東久留米市	283	269	262	210	229
	西東京市	419	429	401	391	381
	合 計	946	922	879	802	805

(3) 収集・運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、関係市全域の公共下水道未接続世帯を対象としています。

し尿及び浄化槽汚泥は許可を持つ委託業者が随時収集し、柳泉園組合し尿処理施設に搬入しています。

(4) 処理方法

柳泉園組合し尿処理施設の概要を表 2-3 に、処理フローを図 2-1 に示します。

柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正処理した後、下水道に希釈放流しています。なお、前処理工程から発生するし渣、及び汚水処理工程から発生する脱水汚泥は、柳泉園クリーンポートで焼却処理した後、エコセメントの原料として再利用されています。

表 2-3 し尿処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	し尿処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 7 年 6 月 竣工：平成 8 年 3 月
種類	前処理脱水方式
処理能力	35kℓ/日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
主要設備	前処理設備：破砕機、ドラムスクリーン、スクリーンプレス 脱水設備：脱水機 脱臭設備：洗浄塔、ミストセパレータ、活性炭吸着塔
総事業費	576,800 千円

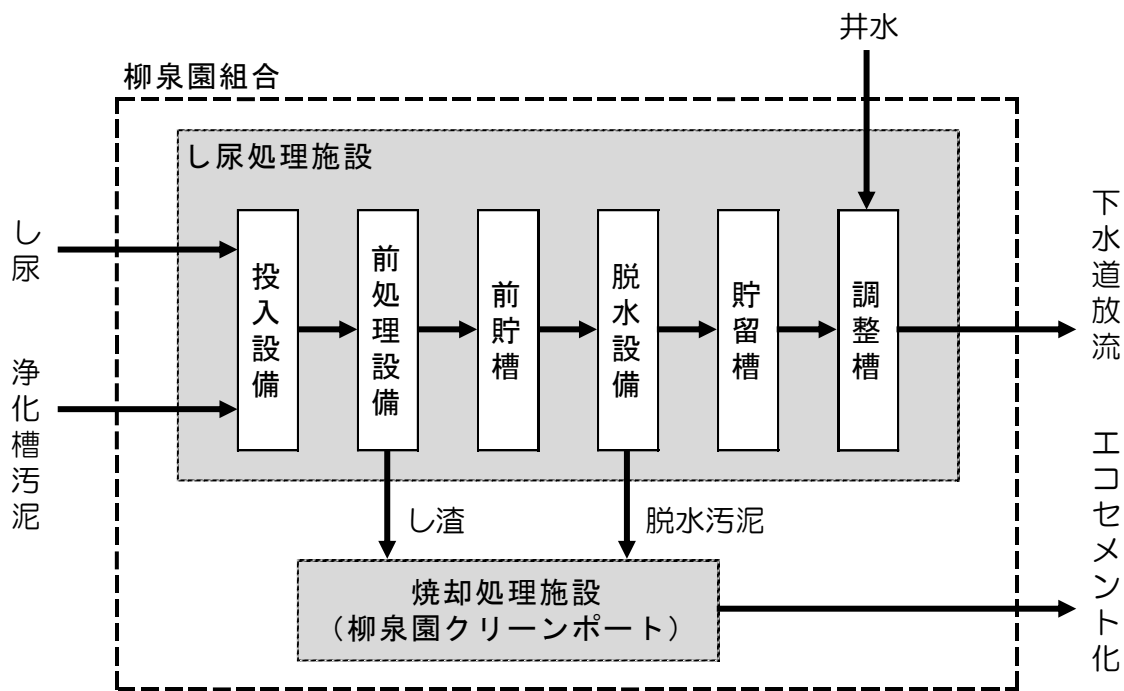


図 2-1 生活排水の処理フロー

2 生活排水処理に関する課題

(1) 公共下水道への接続促進

公共下水道の普及率は約 100%であることから、下水道未接続世帯や浄化槽使用世帯、し尿汲取り世帯の、公共下水道への接続を促進する必要があります。

(2) 処理単価の上昇

公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量、及びし尿処理施設での処理量は減少しています。一方、処理施設の規模は変わらないため、処理単価は上昇しています。現状の処理量に見合った、経済的、効率的な処理を実施する必要があります。

第2節 生活排水処理量の推計

し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果を表 2-4 及び図 2-2 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は、いずれも減少傾向で推移すると推計されました。

し尿搬入量は、令和2年度は 436 kl/年となっていますが、令和18年度には 350 kl/年（令和2年度から 19.7%減少）と推計されました。

浄化槽汚泥搬入量は、令和2年度は 369 kl/年となっていますが、令和18年度には 278 kl/年（令和2年度から 24.6%減少）と推計されました。

表 2-4 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

(単位：kℓ/年)

品目	市名	実績値				推計値							
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
し尿	清瀬市	144	152	138	135	124	113	110	106	106	99	96	
	東久留米市	171	168	153	143	146	147	147	147	147	145	145	
	西東京市	200	212	197	179	166	180	180	180	176	172	162	
	合 計	515	532	488	457	436	440	436	434	428	416	403	
浄化槽 汚泥	清瀬市	100	72	78	66	71	69	69	69	69	69	69	
	東久留米市	112	101	109	67	83	79	79	78	78	78	77	
	西東京市	219	217	204	212	215	226	216	207	197	187	178	
	合 計	431	390	391	345	369	374	364	355	344	334	324	
合計	清瀬市	244	224	216	201	195	182	179	176	175	168	165	
	東久留米市	283	269	262	210	229	226	225	226	225	223	223	
	西東京市	419	429	401	391	381	406	396	387	372	359	340	
	合 計	946	922	879	802	805	814	800	788	772	750	727	

品目	市名	推計値									
		令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度
し尿	清瀬市	92	92	88	88	89	88	88	88	85	85
	東久留米市	144	144	144	142	143	142	141	141	141	139
	西東京市	155	145	136	128	128	127	127	127	127	126
	合 計	391	381	368	359	360	357	356	356	353	350
浄化槽 汚泥	清瀬市	69	69	69	68	68	67	67	67	67	66
	東久留米市	78	77	76	76	76	75	75	75	75	75
	西東京市	169	159	149	140	140	139	139	139	139	138
	合 計	315	304	294	284	284	282	281	280	280	278
合計	清瀬市	161	161	157	157	157	156	155	155	152	151
	東久留米市	222	220	220	218	219	218	216	216	216	214
	西東京市	323	304	285	268	268	266	266	265	266	264
	合 計	706	685	662	642	643	639	637	636	634	628

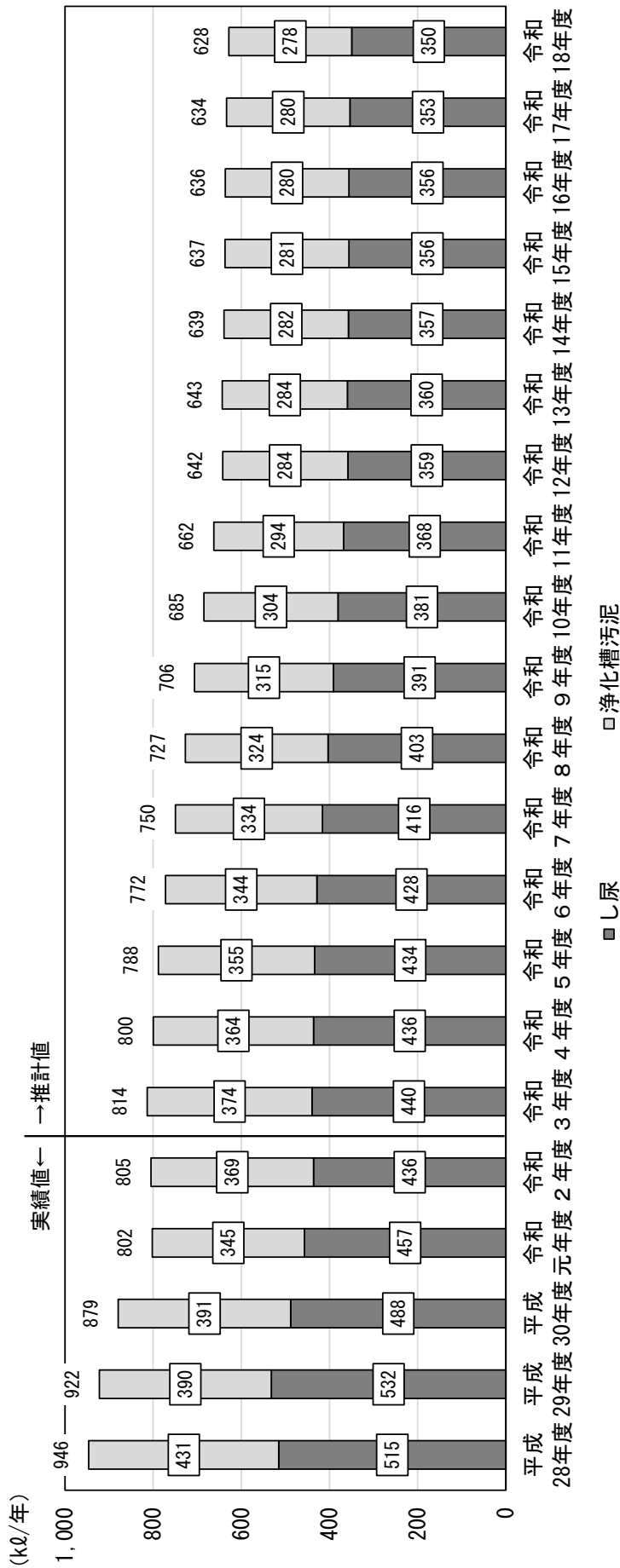


図 2-2 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

第3節 生活排水の適正処理計画

1 基本方針

関係市ではほぼ全域に公共下水道が普及しており、生活排水処理はほとんどが公共下水道によりますが、汲み取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯も一部あります。

今後も、公共下水道への接続を促進するとともに、し尿処理事業が今後確実に規模縮小していくことを前提に、衛生的、適正かつ合理的なし尿処理事業を推進することを基本方針とします。

2 目標年次

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間とします。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行います。

3 計画目標

生活排水は、全量を公共下水道で処理することを目指し、衛生的かつ合理的な処理事業を展開します。

4 収集・運搬計画

し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者による収集・運搬を継続します。収集件数は今後も減少すると想定されることから、適正かつ効率的な収集システムの構築を検討します。

5 中間処理計画

下水道の普及による汲み取り便槽や単独処理浄化槽の利用者の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少すると想定されます。しかし、計画期間内にゼロにはならず、し尿処理施設での処理が必要となることから、中間処理は今後も本組合で継続して行うこととします。

6 施設整備計画

関係市から本組合へ搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は年々減少しており、現在の施設では規模が過剰で、非効率となっています。したがって、し尿処理施設の適正な維持管理について本組合及び関係市で適宜検討を行うとともに、今後の更新方針について検討を行います。

第3章 災害廃棄物処理計画

第1節 基本的事項

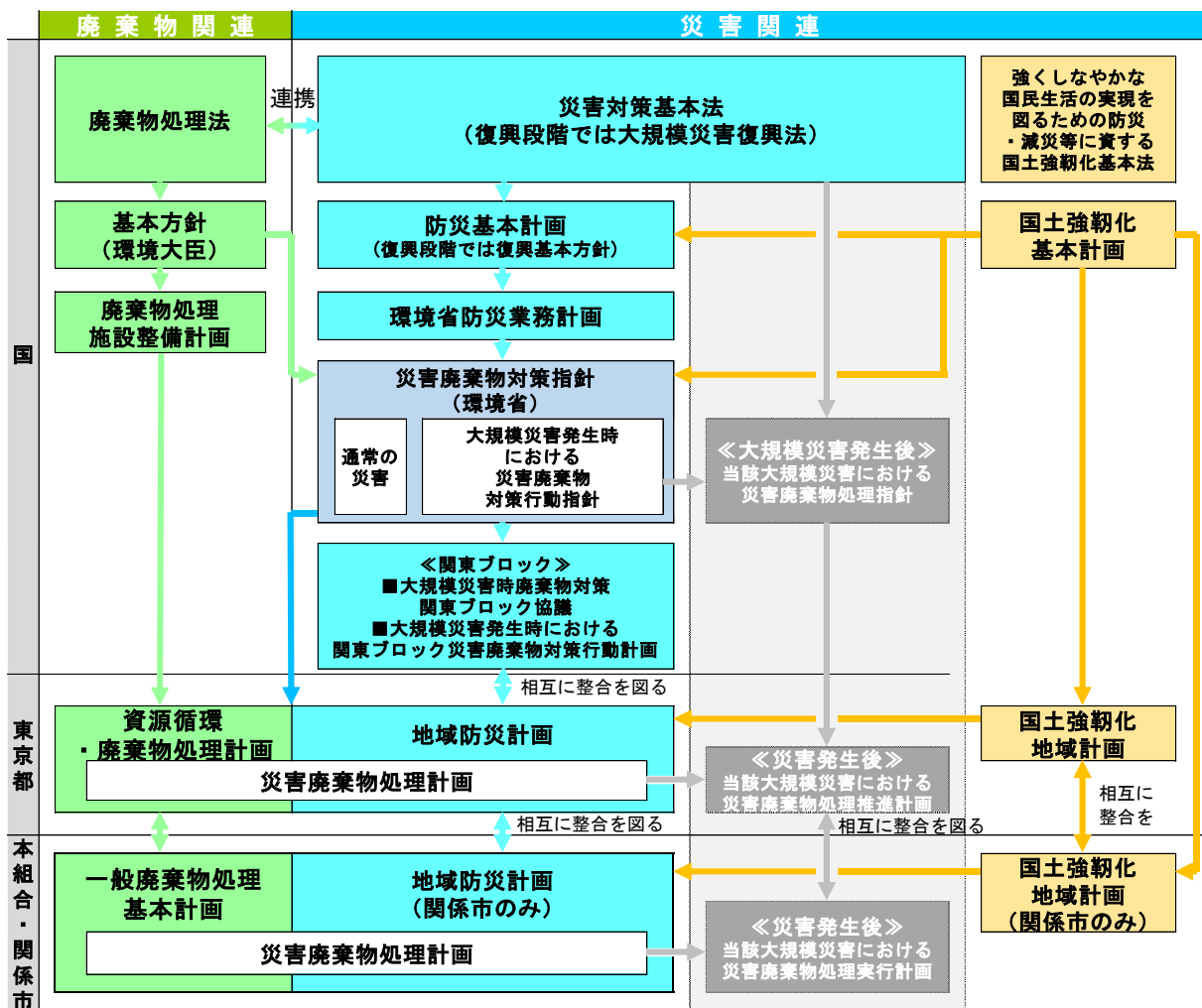
1 背景、目的

近年、我が国では、想定を超えた自然災害が各地で発生しており、災害で発生する多種多様な災害廃棄物の処理が、復旧・復興の大きな課題となっています。

「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月改定版 環境省）では、「東京都災害廃棄物処理計画」（平成29年6月 東京都）等に基づき、災害廃棄物処理計画を策定することが求められています。また、本組合の関係市では、最大63万t（関係市合計）の災害廃棄物の発生が想定されています。この災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することにより、住民の生活環境を保全し、早期の復旧・復興に向け事前に十分な対策を講じておく必要があります。

以上のことから、本組合では、関係市における自然災害の発生に備え、災害廃棄物処理対策を定めた「柳泉園組合災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画の位置づけを図3-1に示します。



※東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月 東京都）を参考に作成しています。

図3-1 本計画の位置づけ

2 対象災害

本計画において対象とする災害は、震災及び風水害とします。

なお、これ以外の災害（火山噴火による降灰被害等）によって、災害廃棄物が発生した場合は、本計画を準用するものとします。

3 災害廃棄物処理の目標期間

（1）本計画の計画期間

本計画については計画期間を定めず、関係市の地域防災計画や一般廃棄物処理基本計画の改定のほか、国が行う法整備や指針の改定、東京都災害廃棄物処理計画の見直し、災害廃棄物処理に係る新たな課題や経験・知見を踏まえ、計画の実行性を高めるため必要に応じ見直しを行います。

（2）災害廃棄物処理の目標期間

災害廃棄物の処理期間については、過去の災害事例を踏まえ、最も被害が甚大で、災害廃棄物発生量が最大(3,100万t)となった「東日本大震災」（平成23年3月発生）の災害廃棄物処理に要した処理期間である3年間を目標期間として定めます。

ただし、風水害の場合は腐敗性の廃棄物が多く発生することが想定されるため、処理期間は1年間を目標とします。

4 災害廃棄物処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針を次のとおりとします。

方針1：計画的な対応・処理

方針2：リサイクルの推進

方針3：迅速な対応・処理

方針4：環境に配慮した処理

方針5：衛生的な処理

方針6：安全作業の確保

方針7：経済性に配慮した処理

第2節 災害廃棄物対策体制

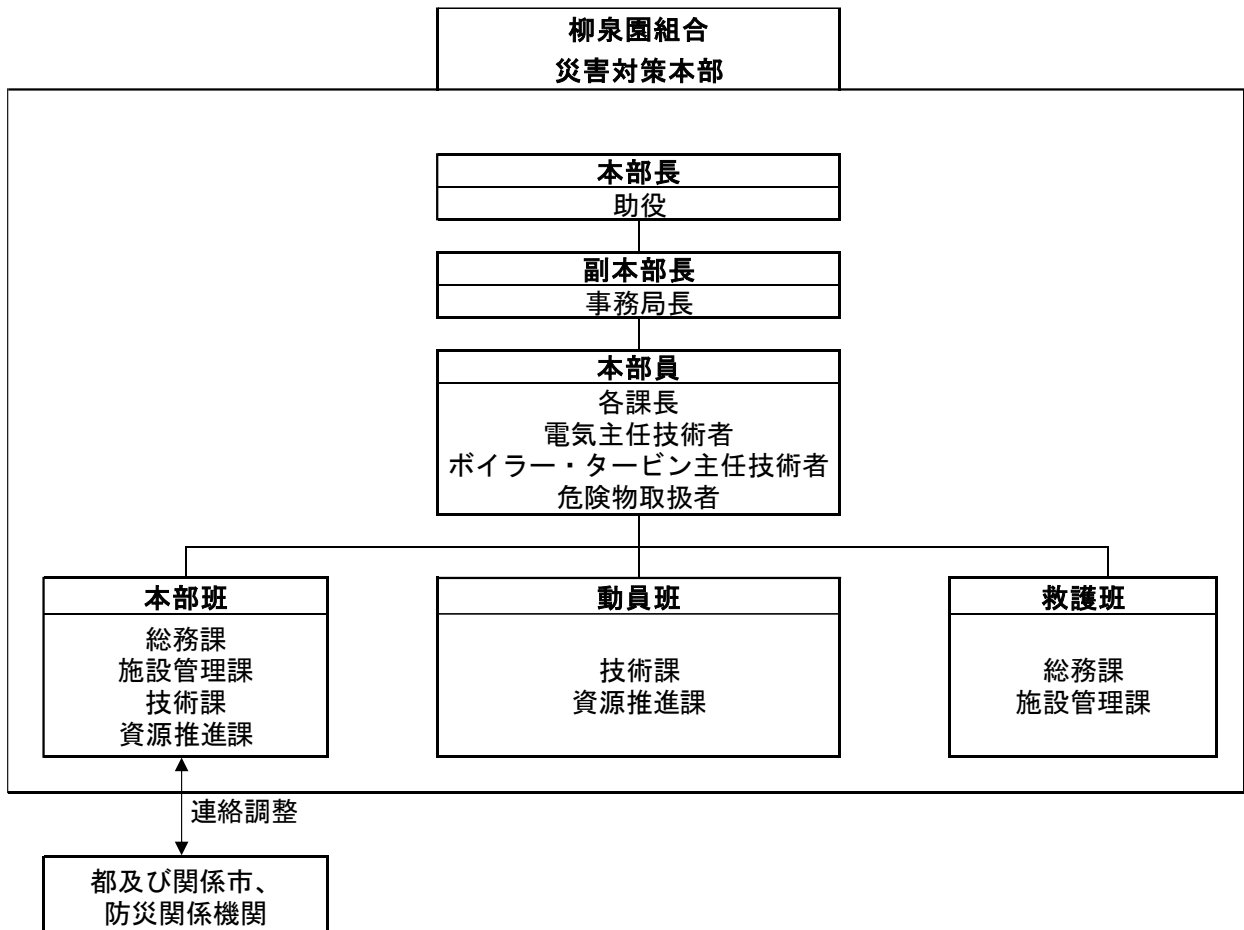
1 処理主体の役割

本組合、関係市、都、国、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会、事業者、市民がそれぞれの役割を担いつつ、協力、連携しながら災害廃棄物の処理を推進します。なお、災害廃棄物は一般廃棄物に区分されるものであるため、本組合と関係市それぞれが主体となり、適正な処理体制を確保し、迅速かつ適切に処理を実施します。

2 組織体制・指揮命令系統

大規模地震等対策として、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）が招集された場合等に災害対策本部を設置することが柳泉園組合消防計画（毎年度改定している。図 3－2 は令和3年度改定版）に示されています。

災害対策本部の組織体制を図 3－2 に示します。



※各班の担当は消防計画の改定により変更することがあります。

図 3－2 災害対策本部の組織体系

3 情報収集・連絡体制

災害発生時において、各班は必要な情報を収集し、本組合の災害対策本部へ報告します。本組合の災害対策本部は、関係市の災害対策本部との情報交換を行うとともに、国、都、協定締結自治体、関係機関等に連絡し、災害廃棄物対策に係る協力を図ります。また、本組合の災害対策本部は市民、学校避難所、公共施設等との連携を図り、情報共有に努めます。

災害時の情報収集・連絡体制を図 3-3 に示します。

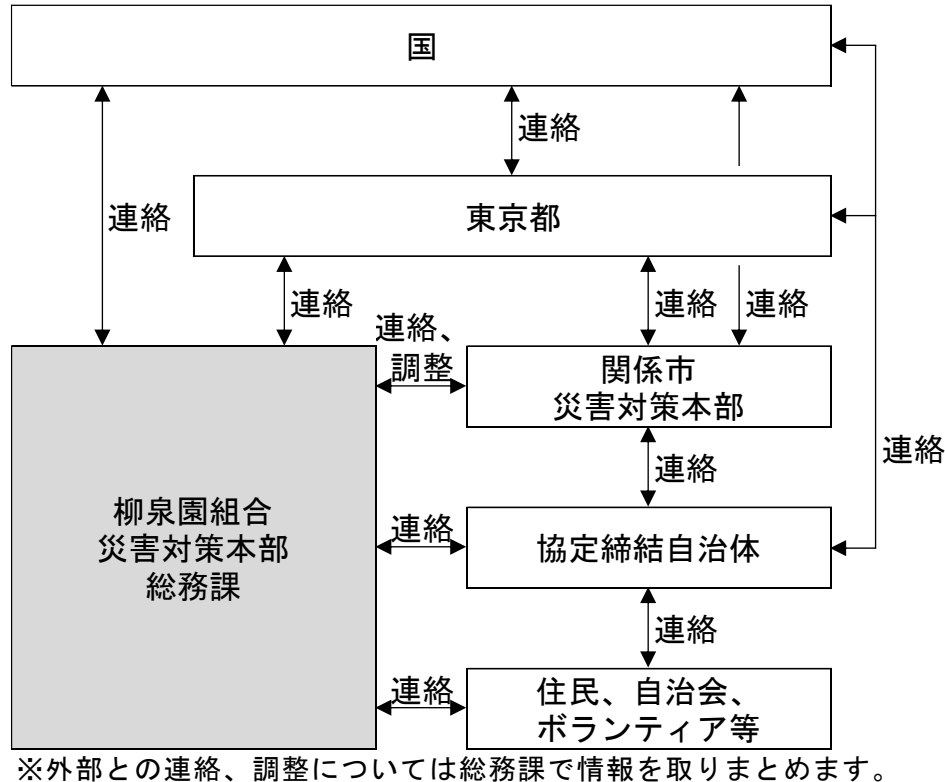


図 3-3 災害時の情報収集・連絡体制

4 協力・支援（受援）体制

発災時に大量の災害廃棄物が発生した場合に備え、本組合は、関係市である清瀬市、東久留米市、西東京市、また国や都、近隣自治体、関係機関等と連携協力体制を構築し、連携強化を図る必要があります。発災時における災害廃棄物対策について応援要請・支援が迅速に行えるよう、平時より都や関係市、近隣自治体、関係機関等と相互に連絡調整を図るものとします。

第3節 計画条件

1 対象とする災害と被害想定

(1) 地震

関係市の地域防災計画では、各市における被害が最も大きいと想定されている冬の夕方 18 時に多摩直下地震が発生した場合を想定しています。したがって、本計画においても「多摩直下地震」を前提として、被害想定と施策内容等を検討します。

(2) 風水害

関係市では、過去に被災した浸水等から被害想定を設定しています。

2 災害廃棄物の種類

対象とする災害廃棄物については、地震災害、風水害によって発生する廃棄物とします。災害廃棄物の種類を表 3-1 に示します。

表 3-1 災害廃棄物の種類

種類		概要
生活ごみ		家庭から排出される生活に伴うごみ
避難所ごみ		避難所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有価物等
し尿		仮設トイレ等からのくみ取りし尿等
災害廃棄物	可燃物/ 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	不燃物/ 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在した廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材等の廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	コンクリート がら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	廃家電 (テレビ・洗濯 機・エアコン・ 冷蔵庫)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電/ その他家電	被災家屋から排出される家電4品目以外のその他の家電製品及び小型家電等で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品や水産加工工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
	有害廃棄物/ 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物等
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車。ただし、処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
	その他、適正処 理が困難な廃 棄物	ピアノ、マットレス等の本組合の処理施設では処理が困難なもの、石こうボード、混合された廃棄物等

3 災害廃棄物量の推計

(1) 地震による災害廃棄物発生量

地震による災害廃棄物発生量は、関係市合計で最大約 63 万 t と予測されています。

表 3-2 災害廃棄物の種類別発生量

(単位：万t)

項目	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	その他	合計
清瀬市	0.44	1.76	3.30	4.73	0.33	0.44	11
東久留米市	0.96	3.84	7.20	10.32	0.72	0.96	24
西東京市	1.12	4.48	8.40	12.04	0.84	1.12	28
合計	2.52	10.08	18.90	27.09	1.89	2.52	63

(2) 風水害による災害廃棄物発生量

表 3-3 のとおり、風水害による災害廃棄物発生量は約 386t と想定されます。

表 3-3 風水害による災害廃棄物発生量の推計結果

項目		被害世帯数 (世帯)	発生量原単位 (t/世帯)	災害廃棄物量 (t)
清瀬市	床上	10	4.6	46
	床下	114	0.62	71
	合計	124	—	117
東久留米市	床上	0	4.6	0
	床下	182	0.62	113
	合計	182	—	113
西東京市	床上	23	4.6	50
	床下	80	0.62	106
	合計	103	—	156
合計		409	—	386

(3) 避難所ごみ量

表 3-4 のとおり、避難所ごみ量は約 30t/日と想定されます。

表 3-4 避難所ごみ量の推計結果

項目	避難人口 (人)	1人1日当たり のごみ排出量 (g/人・日)	避難所ごみ量 (t/日)
清瀬市	7,230	622	4.5
東久留米市	14,592	635	9.3
西東京市	26,714	608	16.2
合計	48,536	—	30.0

4 災害廃棄物の処理可能量

(1) 処理可能量

関係市のごみ処理は、本組合の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターにて処理が行われています。

各処理施設の処理可能量の推計結果を表 3-5 に示します。

表 3-5 処理可能量の推計結果

【大規模災害時：柳泉園組合全体】

施設名		日処理能力 (t/日)	稼働 日数※ ¹ (日/年)	処理能力 (t/年)	年間想定 処理量※ ² (t/年)	処理可能量 (t) ※ ³		
						1 年間	2 年間	3 年間
		①	②	③＝ ①×②	④	⑤＝ ③－④	⑤× 2 年	⑤× 3 年
柳泉園 クリーン ポート (焼却処理 施設)	1 号炉	105	280	29,400	—	—	—	—
	2 号炉	105	280	29,400	—	—	—	—
	3 号炉	105	280	29,400	—	—	—	—
	計	315	—	88,200	73,810	14,000	28,000	42,000
不燃・粗大ごみ処理施設		50	275	13,750	9,000	4,000	8,000	12,000
リサイクルセンター		53.5※ ⁴	275	14,713	5,505	9,000	18,000	27,000
合計		418.5	—	116,663	88,315	27,000	54,000	81,000

※1 施設の耐用年数や老朽化を考慮して、施設の整備補修期間を確保する前提で稼働日数を設定します。

・柳泉園クリーンポート：ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版を準用します。

・不燃・粗大ごみ処理施設：土曜日、日曜日、年末年始は休止することを想定します。

・リサイクルセンター：土曜日、日曜日、年末年始は休止することを想定します。

※2 柳泉園組合による想定処理量になります。

※3 処理可能量は百の位以下切り捨てとしています。

なお、発災時の施設の状況に応じて、処理可能量は見直しを行います。

※4 日処理能力は65t/日ですが、竣工時から処理対象物を変更したことにより53.5t/日を用います。

(2) 仮設中間処理施設の必要性

表 3-6 に関係市の災害廃棄物発生量と仮設中間処理施設の必要性を示します。処理能力が不足してしまう分については、都や関係市と調整を図り、他自治体への協力や仮設焼却処理施設、仮設破碎・選別処理施設の設置等を検討する必要があります。

表 3-6 災害廃棄物発生量と仮設中間処理施設の必要性

項目		災害廃棄物発生量 (万 t)			処理可能量 (万 t)	不足 処理量 (万 t)	仮設施設の 必要性
		清瀬市	西東京市	東久留米市			
焼却	可燃物	1.76	4.48	3.84	4.20	6.84	必要
	可燃残さ	0.96					
	計	11.04					
破碎・ 選別	不燃物	3.30	8.40	7.20	1.20	17.70	必要
	計	18.90					

第4節 仮置場の開設

1 仮置場の役割

災害発生時には、関係市は災害規模に応じて、仮置場の設置が必要となります。被災地域で発生した災害廃棄物は一次仮置場に搬入し、粗選別後に保管します。一次仮置場で保管した災害廃棄物は廃棄物の種類ごとに分別し、処理処分先へ搬出します。なお、処理処分先等に搬出するまでの分別や保管が一次仮置場で完結しない場合は、二次仮置場で焼却処理、破碎・選別処理、保管をし、処理処分先へ搬出することを検討します。

仮置場の種類を表 3-7 に示します。

表 3-7 仮置場の種類

一次仮置場	二次仮置場
解体現場等から搬入された災害廃棄物を分別し、一定期間保管する仮置場です。	一次仮置場での分別が不十分な場合等に、一時的な保管及び中間処理（破碎・選別・焼却）を行う仮置場です。

2 仮置場の選定方法

本組合で処理可能な災害廃棄物の品目のみを対象とした小スペースの仮置場を検討します。確保した仮置場の広さ、形状、出入口の位置、災害廃棄物の量、性状、処理の内容等により、適宜配置は検討します。

第5節 災害廃棄物の処理

1 災害の規模別処理フロー

(1) 小規模災害時

小規模災害時の処理の流れ（例）を図 3-4 に示します。

災害廃棄物等は、原則、関係市が主体となり、関係市の災害廃棄物処理計画に準じて収集運搬します。

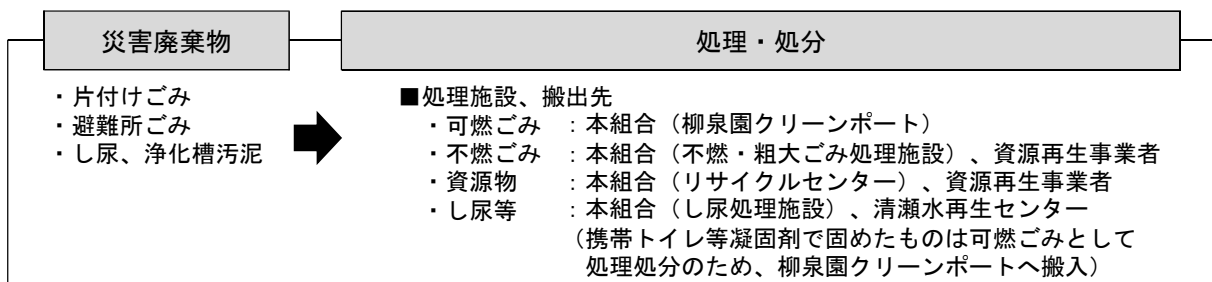


図 3-4 小規模災害時の処理の流れ（例）

(2) 中規模災害時

中規模災害時の処理の流れ（例）を図 3-5 に示します。

中規模災害時は、原則、関係市が主体となり、関係市の災害廃棄物処理計画に準じて収集運搬します。また、状況に応じて、関係市は協定を締結している自治体、民間事業者等に災害廃棄物の収集運搬や処理・処分を要請します。

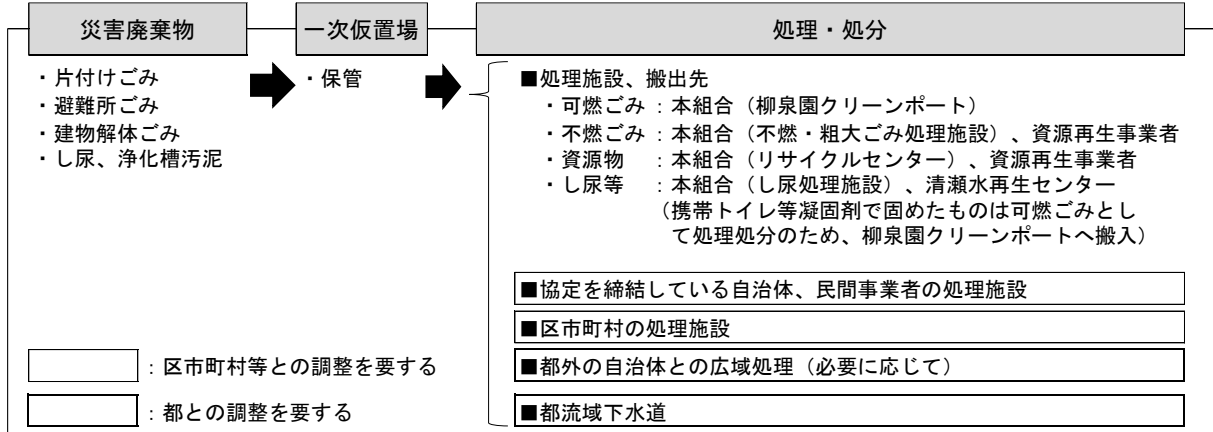


図 3-5 中規模災害時の処理の流れ（例）

(3) 大規模災害時

大規模災害時の処理の流れ（例）を図 3-6 に示します。

大規模災害時は、原則、関係市が主体となり、関係市の災害廃棄物処理計画に準じて収集・運搬します。また、状況に応じて、関係市は協定を締結している自治体、民間事業者等に災害廃棄物の収集運搬や処理・処分を要請します。さらに、都内での処理のみでは早期の復旧・復興が困難と判断される場合、二次仮置場の確保や仮設処理施設の設置、都内外の自治体との広域処理について、関係市は都や本組合等で調整し、方針を定めます。

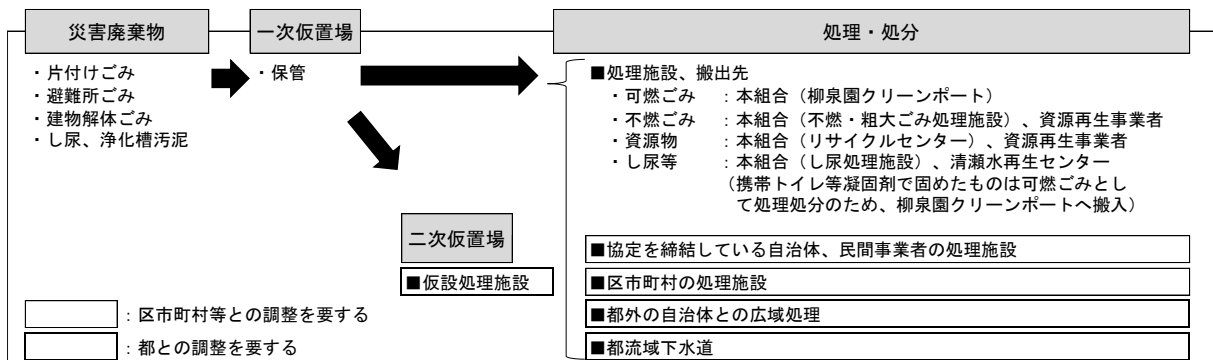


図 3-6 大規模災害時の処理の流れ（例）

2 災害廃棄物の種類別処理フロー

災害廃棄物の種類別処理フロー（例）を図 3－7 に示します。

災害発生時においても資源の有効活用の観点から、災害廃棄物の再生利用を極力実施します。

そのため、関係市は一次仮置場における分別排出の徹底、種類ごとの保管を行うとともに、二次仮置場が必要な場合は、二次仮置場で破碎・選別処理を行うなど資源物の回収を推進します。

災害時の生活系ごみ、事業系ごみ及び避難所ごみは、可能な限り平時と同様に分別収集及び処理を行うものとします。

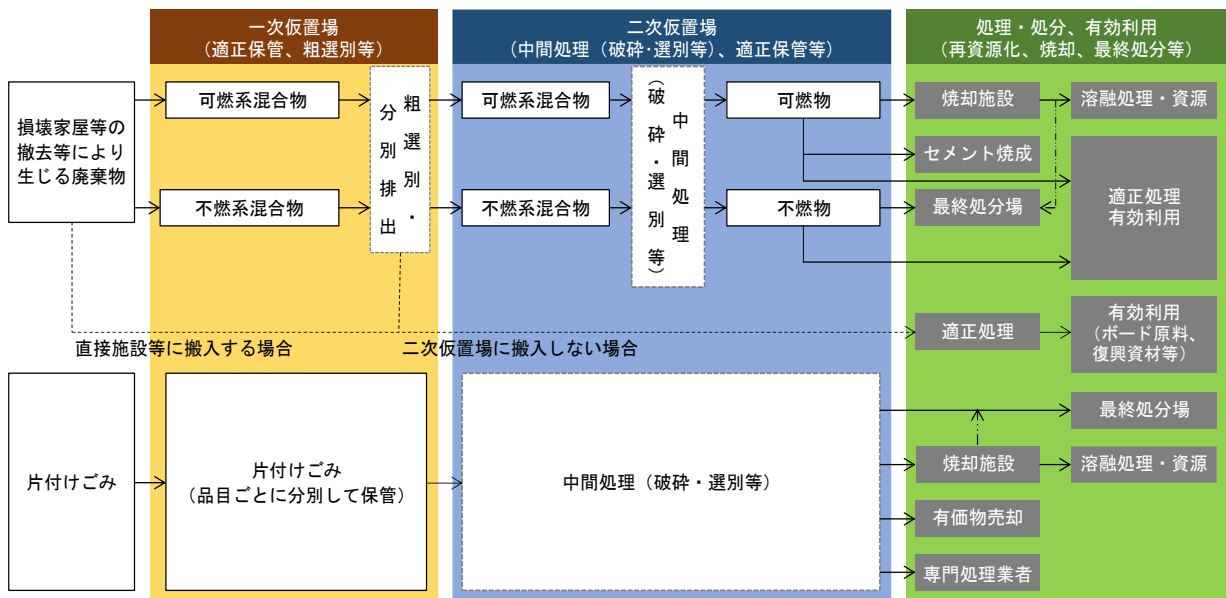


図 3－7 災害廃棄物の種類別処理フロー（例）

3 処理スケジュール

発災後の時期区分及び災害廃棄物の概略処理スケジュールを表 3-8、図 3-8 に示します。

表 3-8 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害 応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の把握、必要資機材の確保等を行う期間)	発災後数日間
	応急対応期 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物进行处理する期間)	～3週間程度
	応急対応期 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヵ月程度
復旧・復興期		避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

※資料：災害廃棄物対策指針（改訂版）（環境省、平成30年3月）

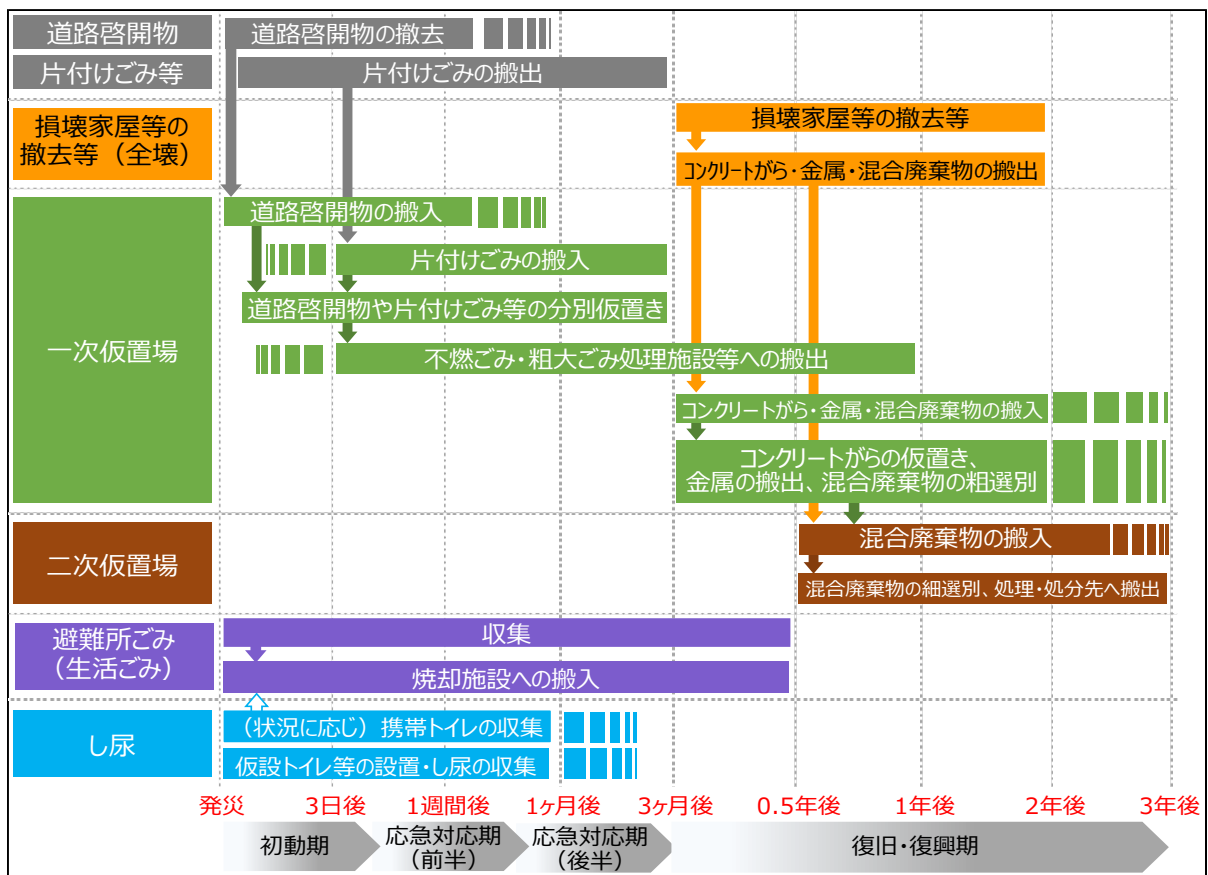


図 3-8 災害廃棄物の概略処理スケジュール

4 災害廃棄物の種類別処理方法

災害廃棄物の種類別処理方法を表 3-9 に示します。

表 3-9 災害廃棄物の種類別処理方法

災害廃棄物の分別区分	処理方法	処理施設、搬出先等
避難所ごみ (避難所で排出されるごみ)	○平時の家庭系ごみと同様に処理します。 ○可燃物については焼却処理（サーマルリサイクル）を行います。焼却残さ（焼却灰・ばいじん）は極力資源化を行います。 ○不燃物については破碎選別処理を行い、可燃残さは焼却処理（サーマルリサイクル）、資源物は各資源化ルートで資源化、不燃残さは溶融処理（サーマルリサイクル）を行います。	○本組合の処理施設で処理することを基本とします。 ○災害の規模により、関係市は協定締結自治体、民間処理業者、都内外の自治体等の協力を得て、広域的に処理を行います。
片付けごみ	避難所ごみと同様に処理します。	避難所ごみと同様とします。
可燃系混合物	○仮置場で選別し、家庭系ごみと同様の性状の廃棄物は、避難所ごみと同様に処理します。 ○本組合の処理施設で処理できない性状の廃棄物は、種類ごとに処理、資源化が可能な民間事業者に関係市が委託して適正に処理、資源化します。	○避難所ごみと同様とします。 ○本組合あるいは関係市が支援を依頼する自治体などの処理施設で処理が困難な場合には、民間処理業者の処理施設で処理します。
不燃系混合物	可燃系混合物と同様に処理します。	可燃系混合物と同様とします。
畳、布団	可燃系混合物と同様に処理します。	可燃系混合物と同様とします。
腐敗性廃棄物 (生ごみ等)	焼却処理（サーマルリサイクル）を行います。焼却残さ（焼却灰・ばいじん）は極力資源化を行います。	避難所ごみと同様とします。
混合廃棄物、土砂混じりがれき等（容易に分別できない、種類が特定しにくい廃棄物等）	○仮置場で選別し、家庭系ごみと同様の性状の廃棄物については、避難所ごみと同様に処理します。 ○本組合の処理施設で処理できない性状の廃棄物は、種類ごとに処理、資源化が可能な民間事業者に関係市が委託して適正に処理、資源化します。	○避難所ごみと同様とします。 ○本組合あるいは関係市が支援を依頼する自治体などの処理施設で処理が困難な場合には、民間処理業者の処理施設で処理します。

第6節 し尿処理計画

1 し尿発生量の推計

し尿については、上下水道施設等が被災することで、平時には下水道で処理されていたし尿も、避難所等に設置する仮設トイレから発生するため、別途し尿処理が必要となります。

関係市で被害が最大と想定される地震が発生した場合、想定されるし尿収集必要量（し尿発生量）は、209.0 kℓ/日と予測されています。

2 し尿の処理・処分方法

（1）処理方針

災害時のし尿処理の基本方針としては、簡易トイレ（携帯トイレ）から排出されるし尿は可燃ごみとして本組合の柳泉園クリーンポートで処理します。それ以外の仮設トイレ等から発生するし尿については、関係市は都下水道局と連携し、平時に関係市の下水処理を行っている都の下水処理場である清瀬水再生センターへ搬入し、処理を行うことを基本とします。

なお、本組合のし尿処理施設での処理については、処理後の処理水を下水道放流しているため、下水道への放流配管や清瀬水再生センターでの処理に支障がないことが条件となります。そのため、清瀬水再生センターが被災し、施設が稼働していない場合は、関係市と調整のうえ、関係市が都や他自治体に、し尿処理の支援を要請します。

下水道設備に被害が無い場合は、マンホールトイレのように直接下水道へ流す等、下水道へ流すことを基本とします。

（2）処理方法

簡易トイレ（携帯トイレ）等から発生する排便収納袋に入れ、凝固剤で固めた状態で排出されるし尿は、可燃ごみとして排出し、本組合の柳泉園クリーンポートで焼却処理します。

仮設トイレ等から発生するし尿については、関係市がし尿収集車（バキューム車）で収集し、都下水道局と連携して、清瀬水再生センターまたは主要管きょの指定マンホール等に搬入し、清瀬水再生センターで処理を行います。なお、平時と同様に本組合のし尿処理施設で処理を行う場合は、当該施設が下水道放流の施設であるため、清瀬水再生センターが稼働していることを確認し、都下水道局、関係市と連携し、調整のうえ、処理する必要があります。本組合のし尿処理施設で処理を行う場合は、平時と同様に前処理工程から発生するし渣及び污水处理工程から発生する脱水汚泥は、柳泉園クリーンポートで焼却処理した後、東京たま広域資源循環組合にてエコセメントの原料として再利用します。

清瀬水再生センターでの処理が困難な場合は、関係市と調整のうえ、関係市が都や他自治体に支援を要請します。

第7節 実効性の確保

1 計画の見直し

本計画は、「柳泉園組合一般廃棄物処理基本計画」の改定のほか、国が行う法整備や指針の改定、「東京都地域防災計画」や「東京都災害廃棄物処理計画」、関係市の「地域防災計画」や「災害廃棄物処理計画」の見直し等に併せて、災害廃棄物処理に係る新たな課題や経験・知見を踏まえ、本計画の実効性を高めるため必要に応じ見直しを行います。

2 教育・訓練

災害廃棄物対策を迅速かつ円滑に行うための、本組合職員の育成、人材の確保等を推進します。

3 住民への啓発・広報

(1) 広報内容

災害時においては、通常と異なる排出・処理方法に対し住民から多くの問い合わせがあると想定されることから、本組合は直接あるいは関係市を通して表 3-10 に示す情報を発信します。

表 3-10 広報の内容

項目	広報の内容について
災害廃棄物について	・ 災害廃棄物の持込、及び持込の制限 ・ 災害廃棄物の処理状況

(2) 広報・啓発手段

発災時には表 3-10 に挙げた内容を住民に知らせる手段が必要となります。また、迅速な分別のためには、平時から災害廃棄物の収集方法等を住民に啓発するとともに周知を徹底する必要があります。住民の広報・啓発は表 3-11 に示す手段を用いて行います。

表 3-11 広報・啓発の手段（本組合）

情報伝達方法	内容
デジタル媒体	柳泉園組合ホームページ
アナログ媒体	広報誌

柳泉園組合一般廃棄物処理基本計画
【概要版】

発行年月：令和4年3月

編集・発行：柳泉園組合

東京都東久留米市下里四丁目3番10号

電話 042-470-1555（代表）